



第7次

柳川市高齢者保健福祉計画


高齢者のだれもが住み慣れた地域で
いつまでも心豊かに暮らすことができる
やさしさとおもいやりのまち 柳川




高齢者のだれもが
心身ともに
健康に過ごすこと
ができる



高齢者のだれもが
住み慣れた地域で
生活を継続できる



高齢者の力を
活かしながら、
希望をもって
共に生きる
社会の実現



令和6(2024)年3月
柳 川 市

はじめに

このたび、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とし、令和22（2040）年に向けて取組を進めるための第7次柳川市高齢者保健福祉計画を策定いたしました。

まずは、策定にあたりご尽力いただきました柳川市高齢者保健福祉計画審議会委員の皆さま及び関係者のみなさまに深く感謝申し上げます。

さて、わが国における人口構造は、令和7（2025）年以降、高齢者の急増から現役世代の急減に局面が変化し、令和24（2042）年に高齢者人口のピークとなり、さらに高齢者の人口が、減少に転じた後も高齢化率は上昇を続けると推計されています。本市においては、高齢化率が、福岡県や全国の動向と比較し10年早く推移しており対策が急務です。

このような中で、「高齢者のだれもが住み慣れた地域でいつまでも心豊かに暮らすことができるやさしさとおもいやりのまち柳川」を実現するためには、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、気かけあう地域づくりや権利擁護施策、健康寿命の延伸に向けた介護予防を推進していく必要があります。

現在、本市において、高齢者自身が運営者やボランティアとして住民主体の寄り合いの場や介護予防事業、さらには施設等でも活躍されています。これらの活動は、高齢者分野だけでなく地域や市の原動力となっています。今後、このような高齢者活躍や生活支援、権利擁護をはじめとする強化事業等の施策をさらに進めていくためには、行政だけでなく医療・介護事業所、社会福祉協議会、企業、団体、ボランティア、認知症本人や家族等、多様な主体との協働が不可欠です。そのため、本計画の策定にご尽力いただいた策定委員のみなさまをはじめ、本計画の目指す方向性を多くのみなさまと共有し、同じ方向を向いて共に考え、共に歩みを進めていきたいと考えています。

最後に、2040年本計画の実現のためには、本計画をご覧になっているみなさまおひとりお一人の力が必要です。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

柳川市長 金子健次

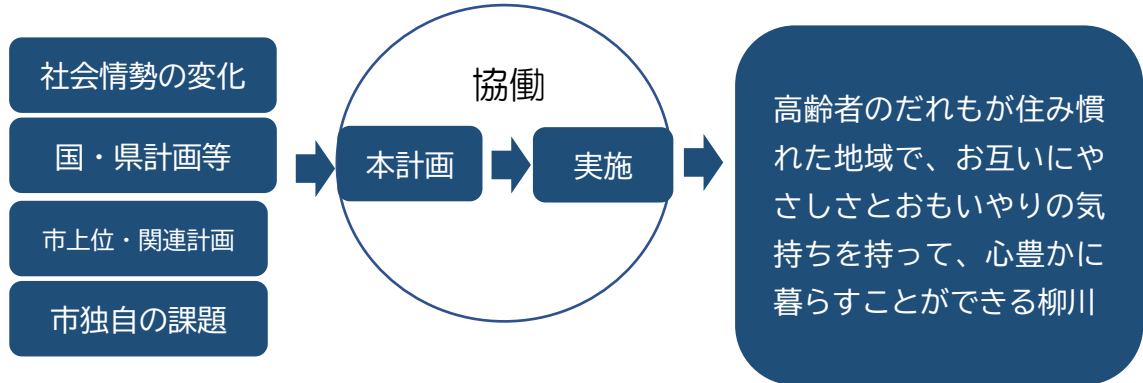
目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 高齢者保健福祉に関する課題	3
1 全国データから見た課題	3
2 国・県施策や方針から見た課題	7
第3章 柳川市の高齢者を取り巻く現状と将来推計	10
1 人口・世帯の状況	10
2 健康診断の受診率と結果、介護予防教室への参加状況	13
3 要介護（要支援）認定者の状況	15
4 後期高齢者医療の動向	17
5 社会参加・生きがいづくりの状況	18
第4章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 計画の基本目標	22
3 施策の体系	23
第5章 施策の推進	24
施策1 地域包括ケアシステムの深化・推進	24
施策2 気にかかけあう地域づくり支援	31
施策3 権利擁護施策の推進	37
施策4 健康寿命の延伸	43
第6章 推進体制	47
1 推進体制	47
2 評価検証	48
資料編	49
1 柳川市高齢者保健福祉計画審議会委員名簿	49
2 柳川市高齢者保健福祉計画審議会規則	50
3 審議会の開催日と審議内容	52

第1章 計画策定の趣旨

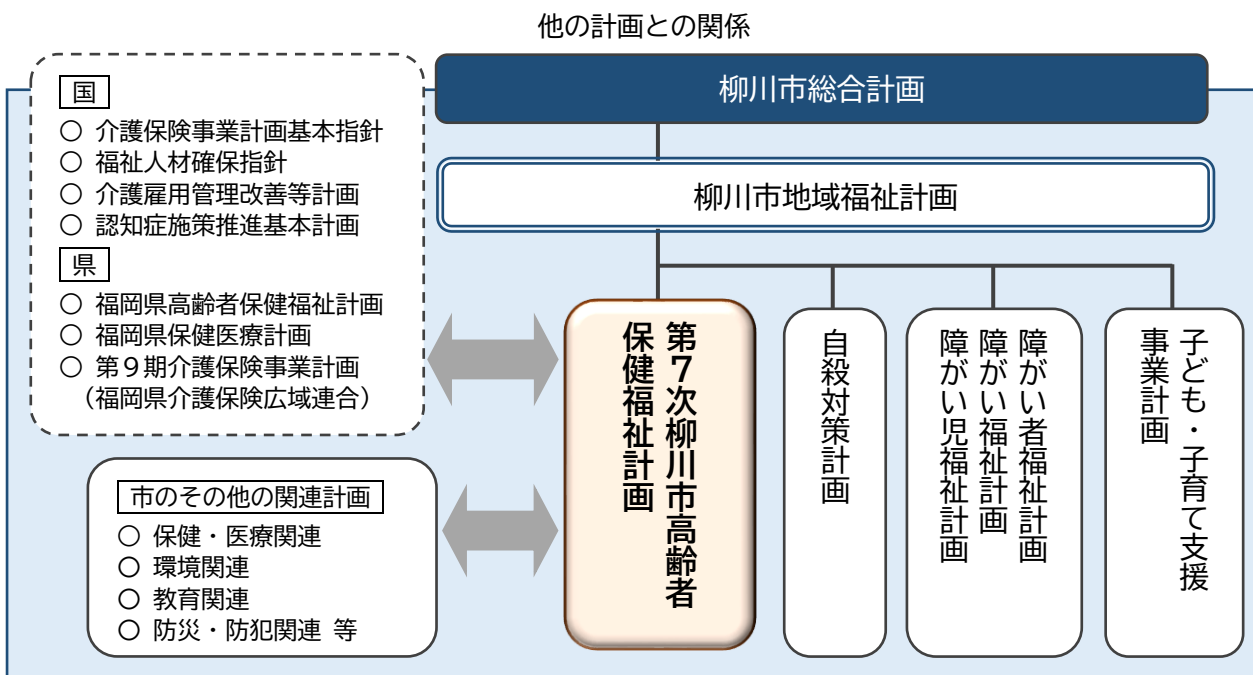
1 計画策定の目的

実施者である市、事業者、地域、市民が、現役世代の急減などの社会情勢の変化や上位計画の方針等を共有しながら、協働して計画を策定し実施することで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指します。



2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。上位計画である総合計画、市地域福祉計画との整合性を図るとともに、主に高齢者に関する今後の保健福祉施策を総合的に推進するための施策として位置づけます。また、国の指針に準じ「福岡県介護保険広域連合 第9期介護保険事業計画」と一体的に策定します。



3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とし、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年及び団塊ジュニアが全て65歳以上となる令和22（2040）年に向けて取組を進めるための計画とします。

（年度）

平成30～令和2 2018～2020	令和3～令和5 2021～2023	令和6～令和8 2024～2026	令和9～令和11 2027～2029	令和12～令和14 2030～2032
第5次計画	第6次計画	第7次計画	第8次計画	第9次計画
団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年と、 団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年の双方を見据えた地域づくりの推進				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業所などの代表により構成される「柳川市高齢者保健福祉計画審議会」を設置し、市長の諮問に応じて必要な審議を行います。また、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施します。



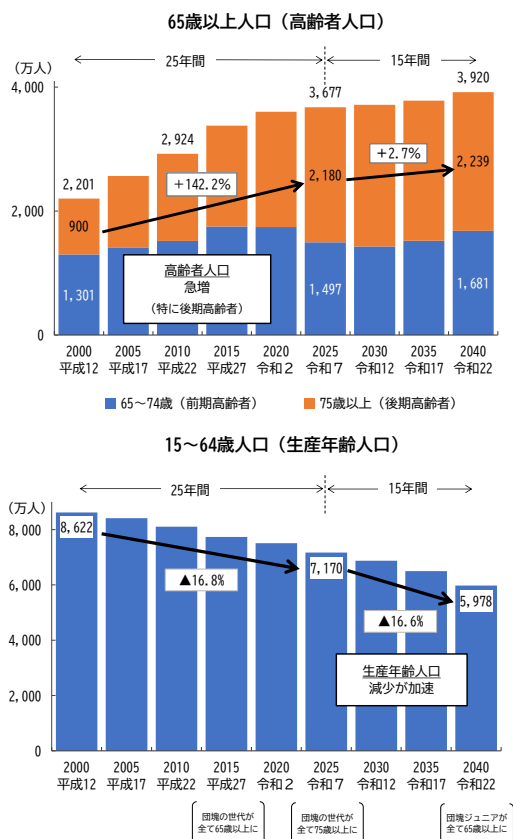
第2章 高齢者保健福祉に関する課題

1 全国データから見た課題

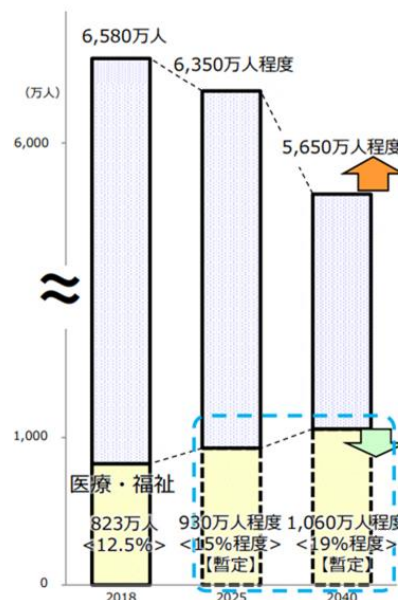
(1) 人口構造の変化・現役世代の急減

- 我が国では、令和7（2025）年には、75歳以上の後期高齢者が2,000万人を超えることが見込まれます。さらに、令和22（2040）年には、65歳以上の高齢者人口が3,920万人となり、高齢化率は35.3%と、65歳以上の人口が国民の3人に1人を上回ると見込まれています。
- 高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者の増加も予想されています。
- 令和7（2025）年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化する見込みです。就業者数が急減し、労働力の制約が強まる中での、医療・介護サービスの確保が重要な課題となっています。（第28回社会保障審議会）

2040年までの人口構造の変化



就業者数の推計



医療・福祉の就業者数は、医療・介護サービスの年齢別の利用状況（2025年）をもとに、人口構造の変化を加味して求めた将来の医療・介護サービスの需要から厚生労働省において推計（暫定値）。

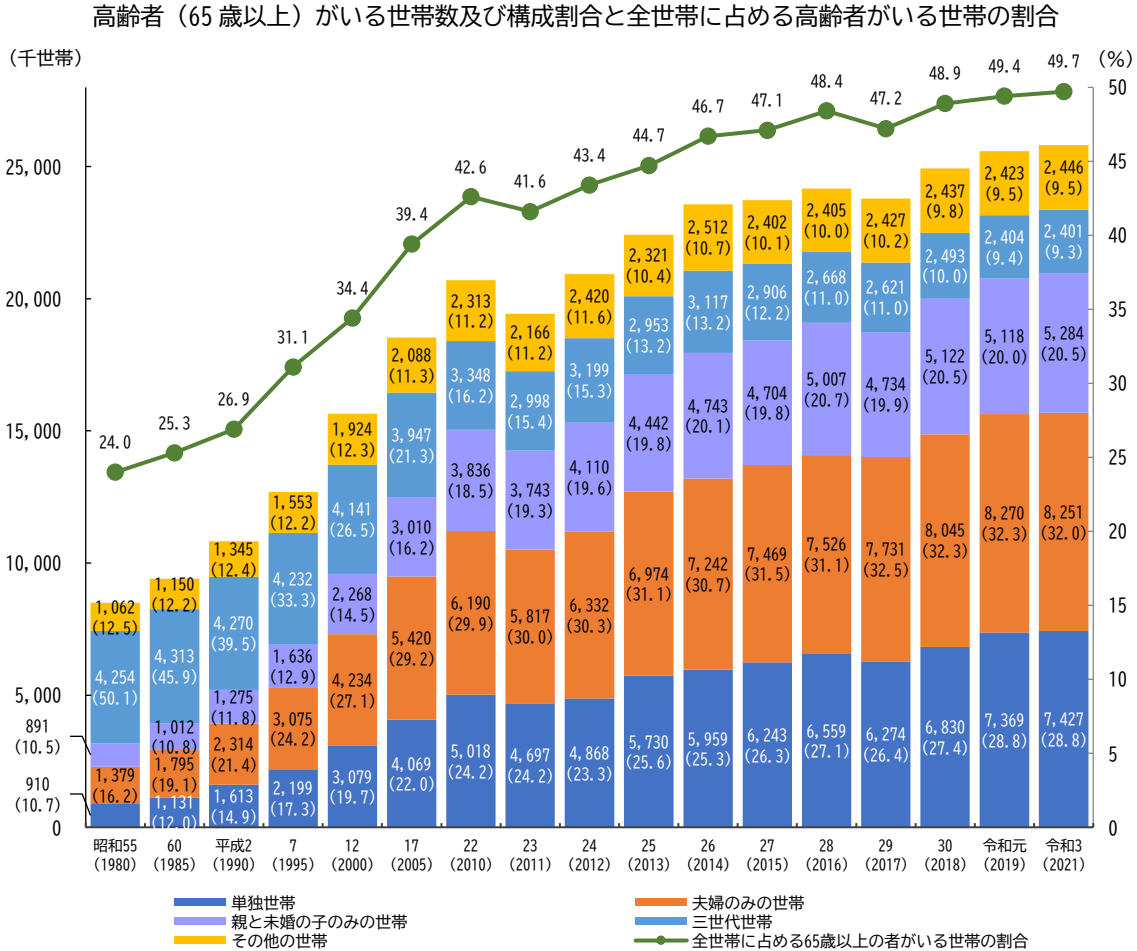
資料：第28回社会保障審議会資料（厚生労働省）

Point

高齢者率が高まると同時に現役世代の急減が見込まれています。今後、介護分野においても担い手不足が予想されます。「地域のつながり」や「高齢者の就労やボランティアなど多様な社会参加」の強化が必要だと考えられます。

(2) 高齢者のみ世帯の増加

- 65歳以上がいる世帯は、令和3（2021）年、全世帯の49.7%を占めています。
- そのうち、「単独世帯」28.8%、「夫婦のみの世帯」32.0%を合わせた「高齢者のみ世帯」は60.8%であり、この割合は増加傾向にあります。



資料：昭和60年以前の数値は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」による。
 (注1) 平成7年の数値は兵庫県を除いたもの、平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの、平成24年の数値は福島県を除いたもの、平成28年の数値は熊本県を除いたものである。
 (注2) ()内の数字は、65歳以上の者がいる世帯総数に占める割合 (%)
 (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
 (注4) 令和2年は調査中止

資料：令和5年版高齢社会白書（内閣府）

Point

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の数、率ともに増加しています。ひとりあるいは家族だけで抱え込まない、悩みや困りごとに気付くためにも「人と人とのつながり」や「社会参加」の強化が必要だと考えられます。

(3) 認知症高齢者

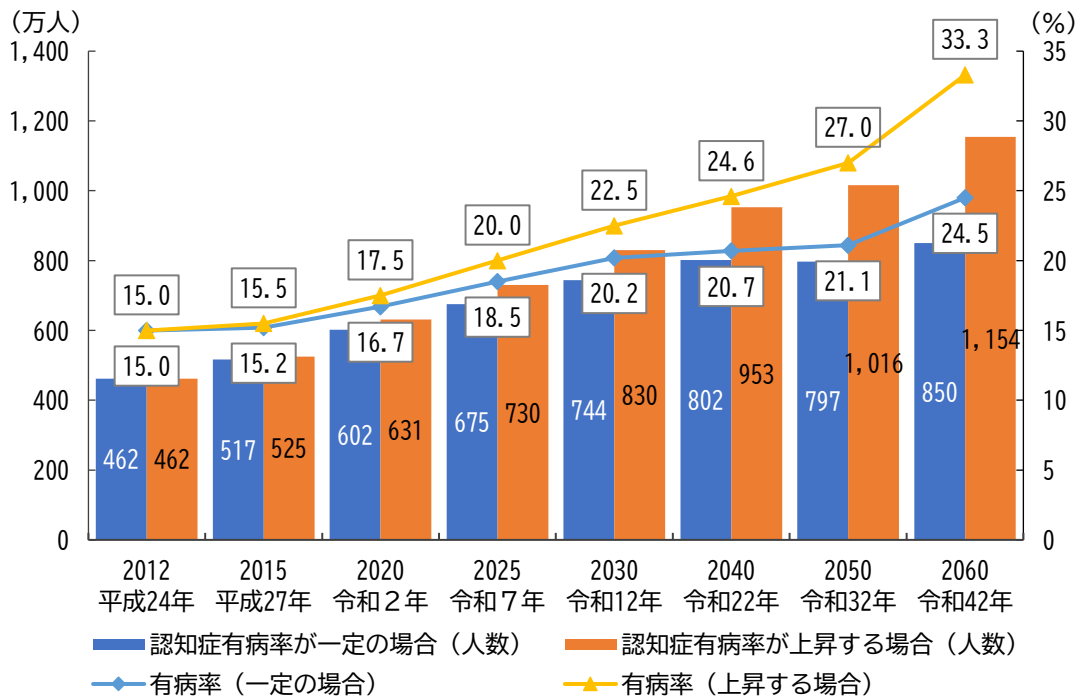
- 国の推計によると、平成 24 (2012) 年の全国の認知症高齢者数は 462 万人と、高齢者 (65 歳以上) の約 7 人に 1 人 (有病率 15.0%) でしたが、各年齢の認知症有病率が上昇する場合、令和 7 (2025) 年には認知症高齢者数が 730 万人と、高齢者の約 5 人に 1 人 (有病率 20.0%) になると推計されています。

認知症有病率の将来推計

	2012 平成 24 年	2015 平成 27 年	2020 令和 2 年	2025 令和 7 年	2030 令和 12 年	2040 令和 22 年	2050 令和 32 年	2060 令和 42 年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 (率)	15.0%	15.2%	16.7%	18.5%	20.2%	20.7%	21.1%	24.5%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 (率)	15.0%	15.5%	17.5%	20.0%	22.5%	24.6%	27.0%	33.3%

※「各年齢の認知症有病率が上昇する場合」：糖尿病有病率の増加による影響を考慮した数値

65 歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計



資料：平成 29 年版高齢社会白書 (内閣府)

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)

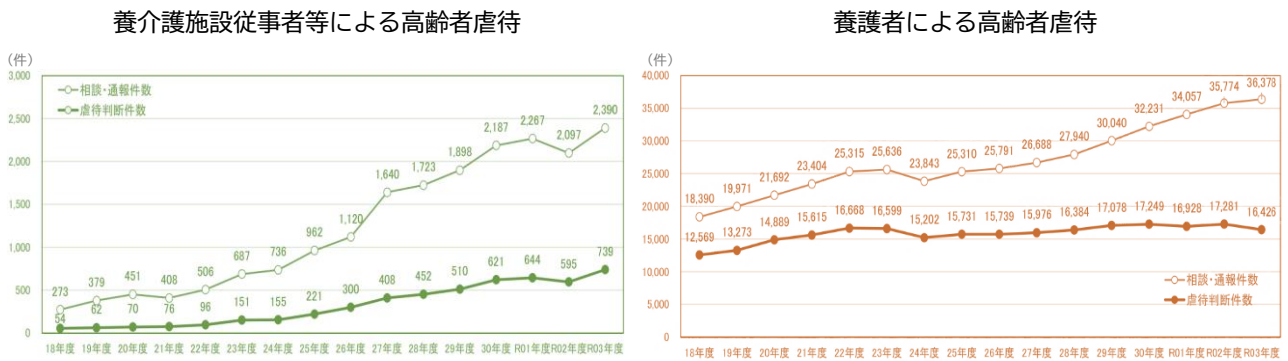
Point

65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症になると考えられています。認知症の「早期発見、早期治療」、「認知症予防」、「認知症になっても自分らしく暮らせるための基盤づくり」がさらに必要になっています。

(4) 高齢者への虐待

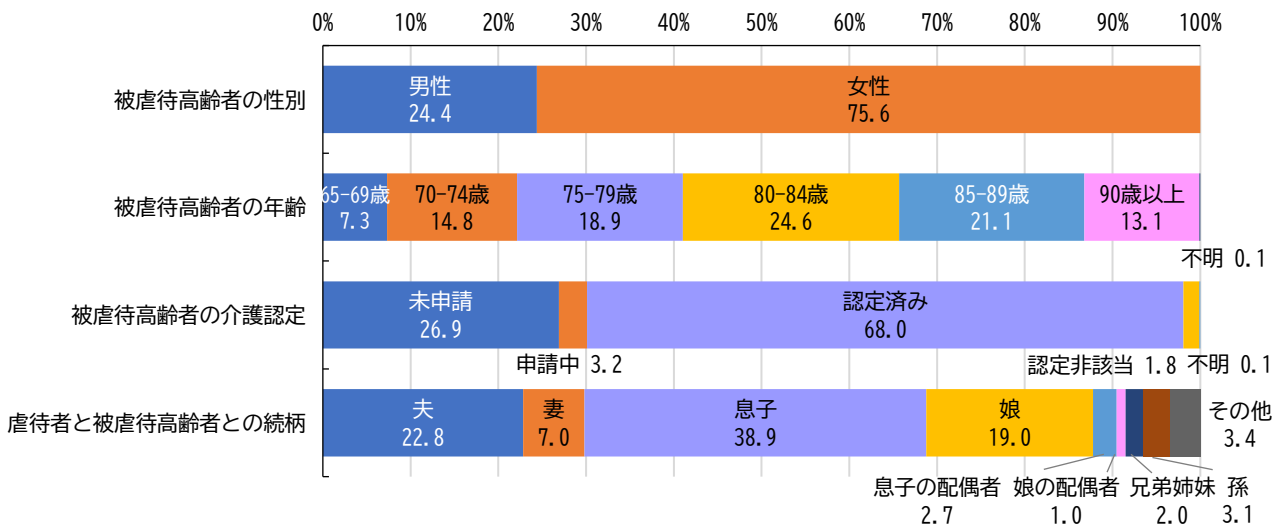
- 高齢者虐待に関する相談・通報件数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度は、養介護施設従事者等によるものが2,390件、養護者によるものが3万6,378件となっており、虐待判断件数は、養介護施設従事者等によるものが739件、養護者によるものが1万6,426件となっています。
- 養護者による虐待の種別（複数回答）は、身体的虐待が67.3%で最も多く、次いで心理的虐待が39.5%、介護等放棄が19.2%、経済的虐待が14.3%となっています。
- 養護者による虐待を受けている高齢者の属性を見ると、性別では女性が75.6%、年齢構成では75歳以上が77.7%を占め、「80-84歳」が24.6%と最も多くなっています。また、虐待を受けている高齢者のうち、68.0%が要介護認定を受けており、そのうち認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）が72.2%と高い割合になっています。虐待の加害者は、「息子」が38.9%と最も多く、次いで、「夫」が22.8%、「娘」が19.0%となっています。

相談・通報件数、虐待判断件数の推移



資料：厚生労働省「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」（令和5年）

養護者による虐待を受けている高齢者の属性



※四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合があります。

資料：令和5年版高齢社会白書（内閣府）

2 国・県施策や方針から見た課題

(1) 介護保険制度

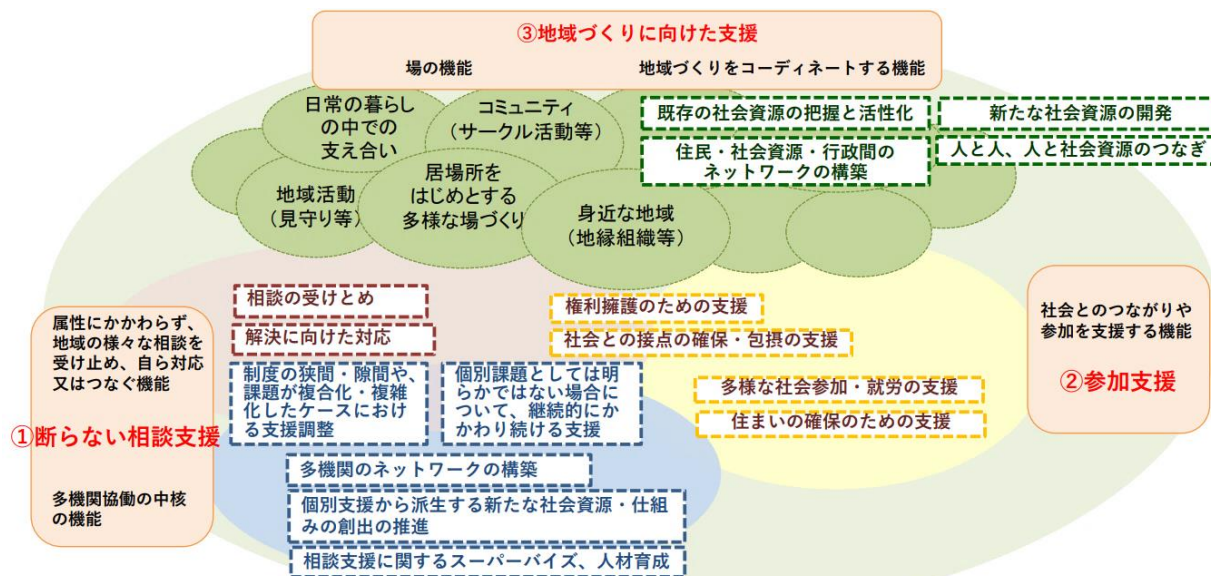
- 平成 12（2000）年の介護保険法施行から高齢者の生活等に関わる様々な動向に合わせて、介護保険制度は見直しが繰り返されてきました。
- 第6期介護保険事業計画（平成 27（2015）年～平成 29（2017）年）以降は、「地域包括ケアの推進」の深化、「地域共生社会の実現」へ向けた体制整備のための移行期間と位置づけられ、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組が行われてきました。市町村の実状に応じた、包括的な支援体制の整備が求められています。
- 第9期介護保険事業計画（令和6（2024）年～令和8（2026）年）では、これまで以上に中長期的な地域の人口動態及び介護ニーズの見込み等を踏まえた「介護サービス基盤の整備」や、「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」、「介護人材の確保」や「介護現場の生産性向上を図るための具体的な施策等」について定めることが求められています。

第9期介護保険事業計画のポイント

2040 年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 介護サービス基盤の計画的な整備
(地域の実状に応じたサービス基盤の整備、在宅サービスの充実)
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
(地域共生社会の実現、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備、保険者機能の強化)
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備



資料：地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ（厚生労働省）

Point

市町村の実状に応じた包括支援体制を整備するために、「断らない相談支援」、「社会とのつながりや参加の支援」、「地域づくりに向けた支援」など信頼関係を基盤とした継続的な支援や地域とのつながりや関係性づくりを行う支援が必要になっています。

(2) 第9期介護保険事業計画：福岡県介護保険広域連合

介護保険法に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針)における地域包括ケアシステムの基本的理念等を踏まえつつ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れる社会を目指し、構成市町村との連携のもと、介護保険事業の推進に取り組みます。

計画においての基本的な指針は、以下のとおりです。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項) 一

地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現

市町村及び都道府県は、介護保険法の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの構築に努めることが重要である。(中略)

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
(中略)
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
(中略)
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
(中略)
- 4 日常生活を支援する体制の整備
(中略)
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保
(中略)

(3) 第10次福岡県高齢者保健福祉計画

令和22(2040)年に団塊ジュニア世代が65歳以上となり、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えると見込まれます。

こうした中で、「働きたい」、「社会貢献をしたい」という高齢者が活躍できる社会をつくるとともに、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できる社会を築くことが求められており、福岡県では「高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」の基本理念に基づき、「第10次福岡県高齢者保健福祉計画」を策定しました。

計画においての基本的方向は、7つ掲げています。

【第4部 施策の推進方策】

- 生涯現役社会づくり 第1章 高齢者が元気で活躍する生涯現役社会づくり
- 地域包括ケア体制づくり 第2章 高齢者になっても安心して住み続けられる地域づくり
～地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進～
- 認知症施策の推進 第3章 認知症施策の推進
- 尊厳が尊重される社会づくり 第4章 高齢者等の尊厳が尊重される社会づくり
- 安全・安心な地域づくり 第5章 高齢者等が安全で健やかに生活できる地域づくり
- サービスの確保 第6章 高齢者を支える医療・介護サービスの確保
- マンパワーの確保 第7章 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上

(4) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

- 令和5（2023）年6月14日、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）案が参議院本会議で可決・成立し、令和6（2024）年1月1日から施行されました。
- 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現の推進を目的とします。

■基本的施策（認知症基本法）

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
 - ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
 - ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
 - ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
 - ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
 - ⑥ 相談体制の整備等
 - ⑦ 研究等の推進等
 - ⑧ 認知症の予防等
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

Point

認知症基本法が成立し、認知症対策の推進が打ち出されています。改めて基本的施策のうち、市で実施できるものは何か現状を見ながら考える必要があります。

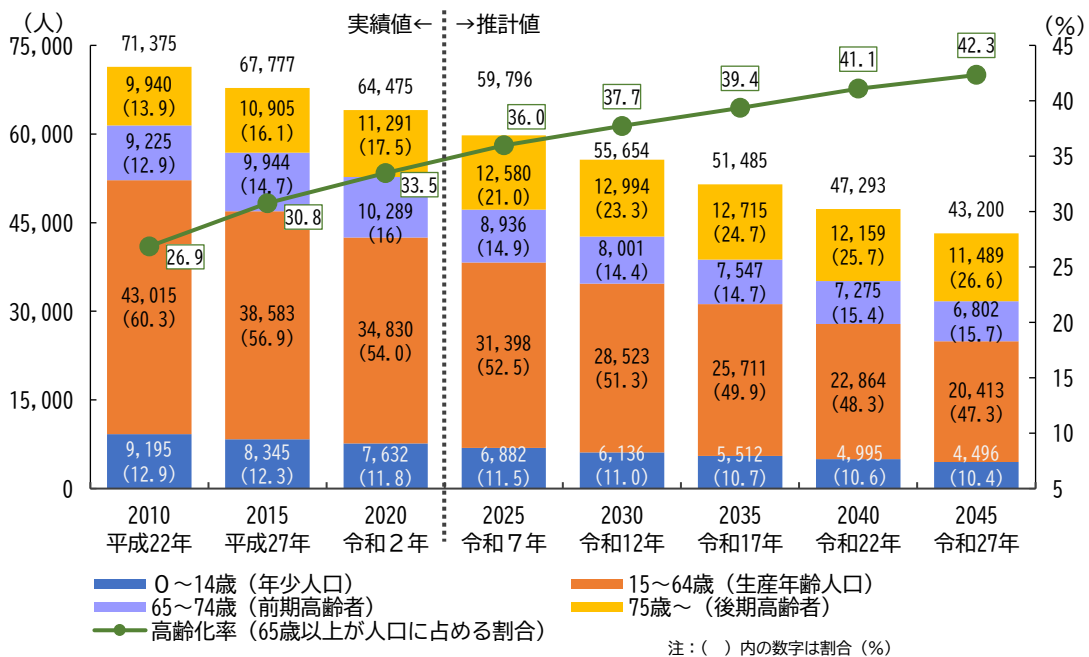
第3章 柳川市の高齢者を取り巻く現状と将来推計

1 人口・世帯の状況

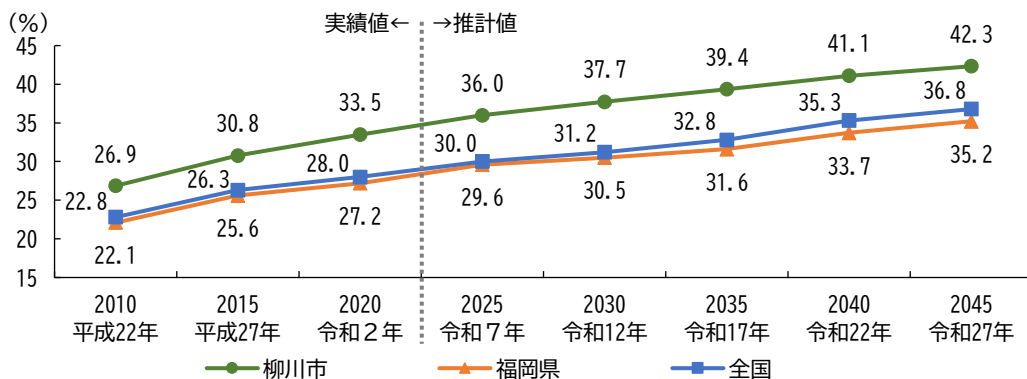
(1) 人口の状況

- 総人口は、平成 22 (2010) 年の 71,375 人から令和 2 (2020) 年の 64,475 人へと推移し、10 年間で約 1 割減少しています。
- 人数、構成比ともに、年少人口、生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加が続いています。
- 後期高齢者 (75 歳以上) の人口は、柳川市人口ビジョン【第 2 期】より令和 9 (2027) 年をピークに減少する見込みですが、全体に占める割合は、令和 7 (2025) 年には 21.0%、令和 22 (2040) 年には 25.7%と増加を続けると推計されています。
- 高齢化率 (65 歳以上) は、平成 27 (2015) 年に 30%を超え、全国や福岡県よりも 10 年早く推移しています。

年齢階級別人口の推移と推計



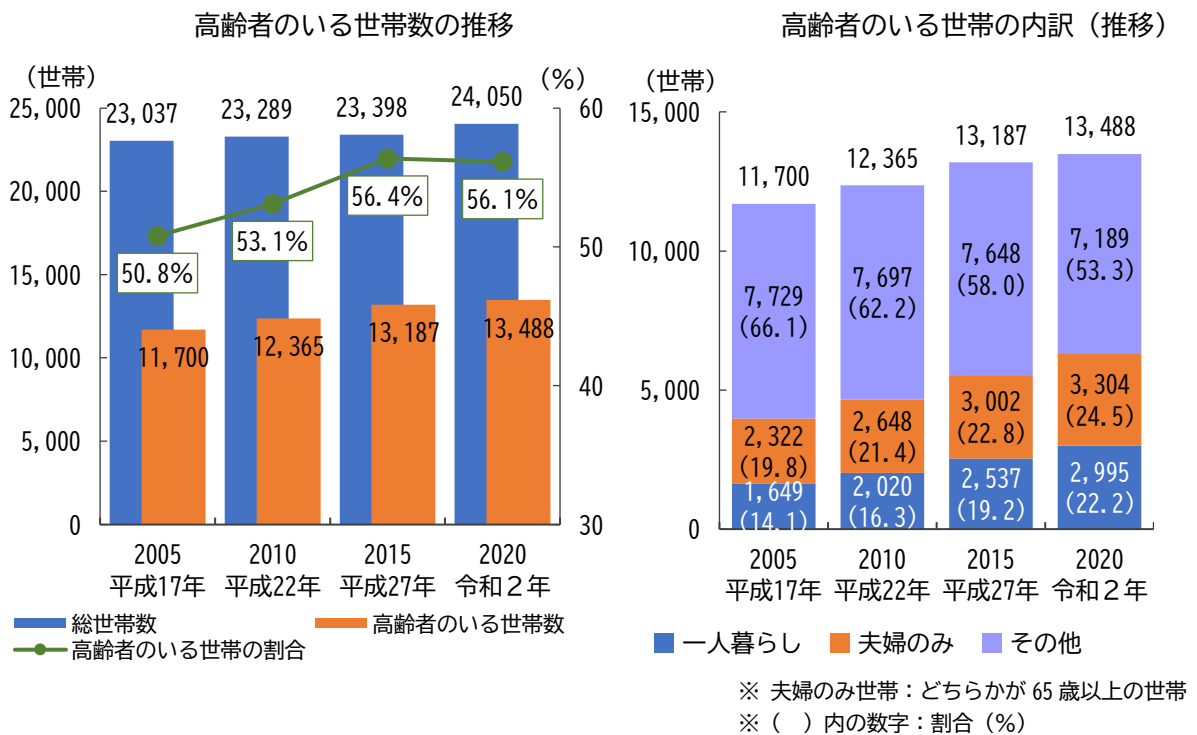
高齢化率の推移と推計 (比較)



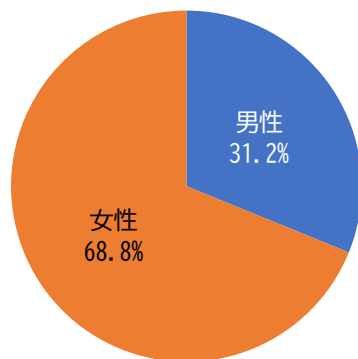
資料：実績値 (2010 年～2020 年) は、総務省「国勢調査」
 推計値 (2025 年以降) は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (2018 年推計)」

(2) 高齢者世帯の状況

- 65歳以上の高齢者のいる世帯数は年々増加しており、令和2（2020）年は13,488世帯と総世帯数の56.1%を占めています。
- 高齢者のいる世帯の内訳を見ると、世帯数、構成比ともに、一人暮らし世帯、夫婦のみ世帯は増加が続いており、令和2（2020）年は、一人暮らし世帯が2,995世帯（22.2%）、夫婦のみ世帯が3,304世帯（24.5%）と合わせて6,299世帯で、高齢者のいる世帯の5割近く（46.7%）を占めています。
- 一人暮らし高齢者を性別に見ると、女性の割合が男性の2倍以上と高くなっています。



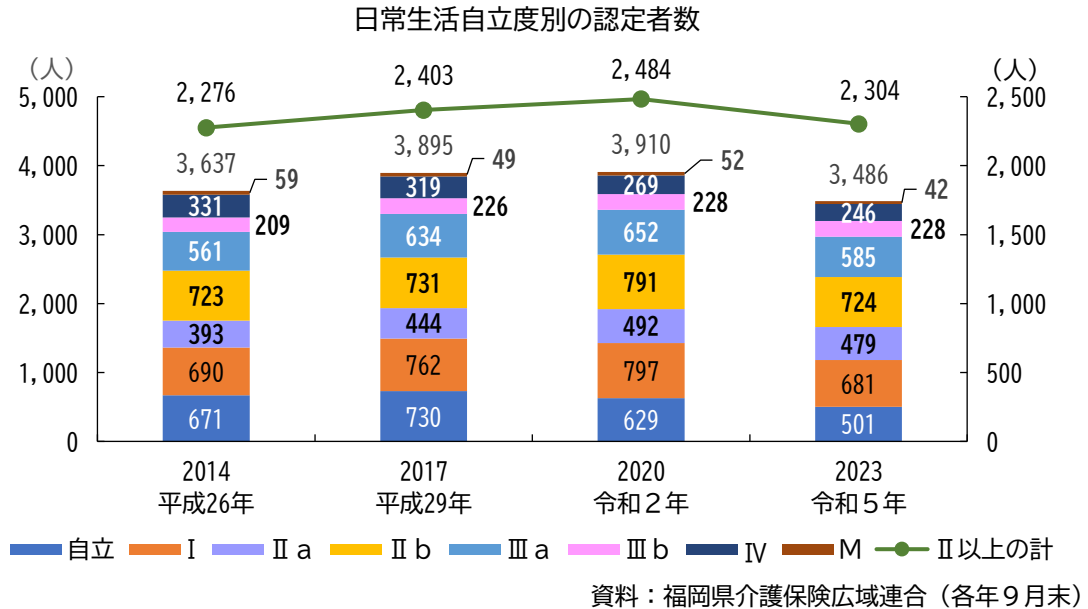
一人暮らし高齢者の性別構成比（令和2年）



資料：総務省「国勢調査」

(3) 認知症高齢者の状況

- 要介護（要支援）認定者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上と判定された認知症高齢者は令和2（2020）年まで増加傾向にありましたが、令和5（2023）年には2,304人に減少しています。しかし、認定者全体に占める割合は約66%と上昇しており、本市の65歳以上高齢者の約11%となっています。要介護認定を申請していない方などを含めると、実際の認知症高齢者数はこれよりも多いと考えられます。



認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（厚生労働省）

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
自立	認知症なし	特になし
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	軽度の物忘れがあるが、火の不始末や薬の飲み忘れは見られず、家族や支援をする人がいれば日常で困ることはほとんどない状態
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で、上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも、上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として、上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、外出中に行方不明になる、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として、上記IIIの状態が見られる。	
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

Point

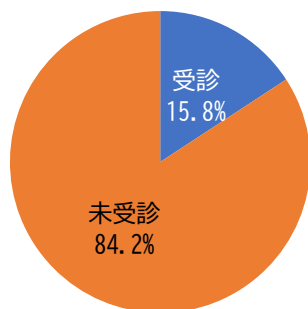
柳川市の高齢化率は、福岡県や全国と比較して10年早く推移しています。65歳以上の高齢者のみ世帯、一人暮らしの数も増加しています。「認知症施策」、「見守り」や「社会参加」の推進が急務です。

2 健康診断の受診率と結果、介護予防教室への参加状況

(1) 後期高齢者の健診受診率

- 後期高齢者（75歳以上）の健診受診率については、令和4（2022）年度は15.8%となっており、2割を下回っています。
- 本市の受診率は、福岡県より高いですが、同規模自治体や全国よりも低くなっています。

後期高齢者の健診受診率（令和4年度）



後期高齢者の健診受診率の推移

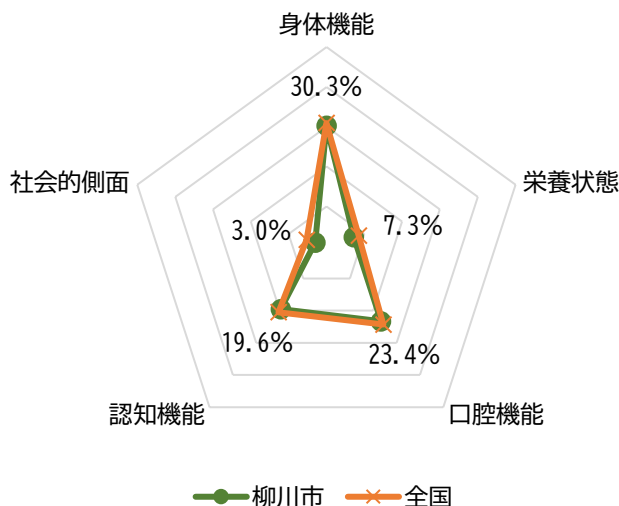
	柳川市	福岡県	同規模自治体	国
令和2年度	15.1%	10.1%	21.9%	23.0%
令和3年度	13.9%	11.2%	23.0%	23.5%
令和4年度	15.8%	12.8%	24.0%	24.6%

資料：国保データベース（KDB）システム

(2) 後期高齢者質問票の結果

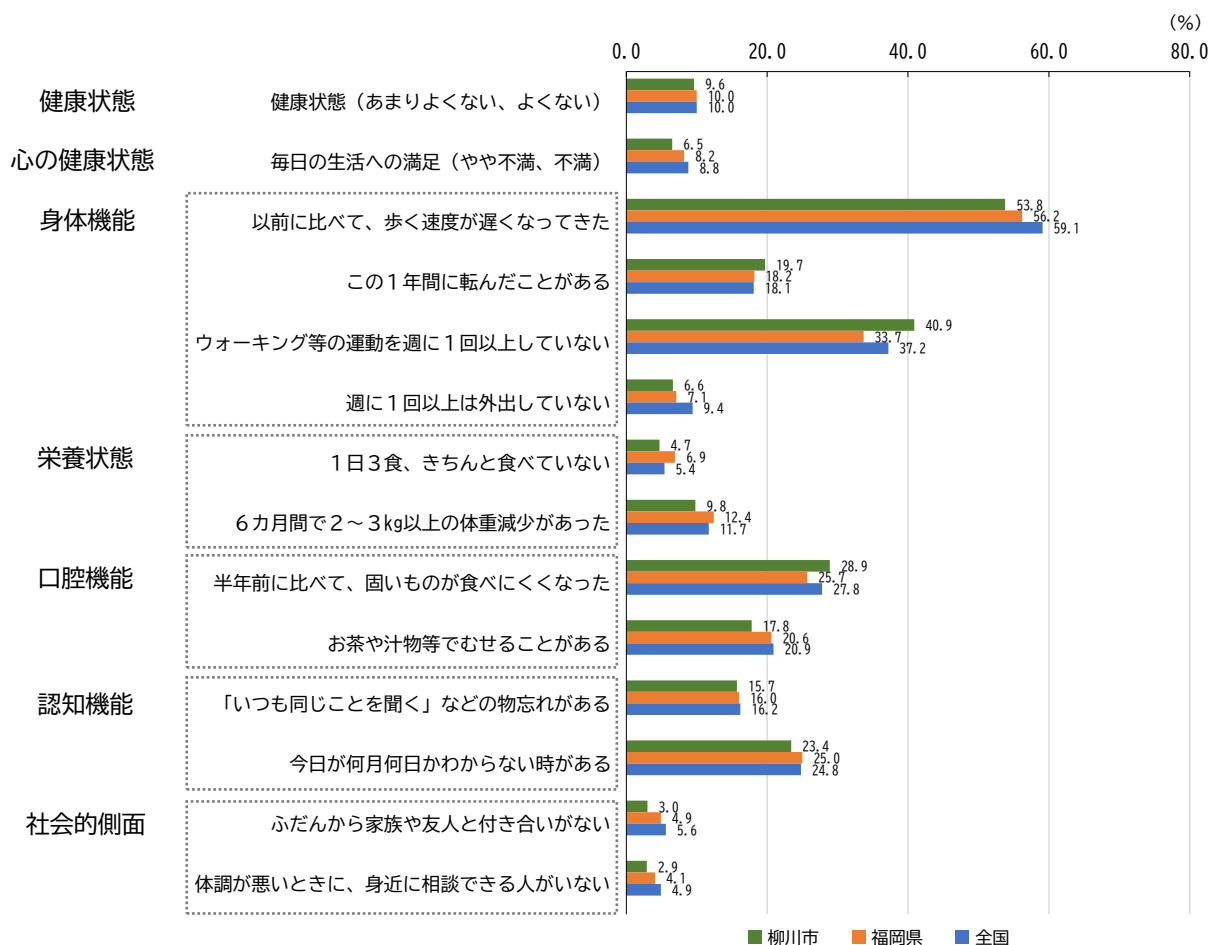
- 健常状態と要介護状態の中間状態であるフレイルのリスク該当者割合については、「身体機能」、「口腔機能」、「認知機能」の項目が、「栄養状態」、「社会的側面」の項目よりも高くなっています。
- 健康リスクありの割合については、福岡県や全国と比較すると、心の健康状態や社会的側面は低いですが、身体機能については「この1年間に転んだことがある」、「ウォーキング等の運動を週に1回以上していない」、口腔機能については「半年前に比べて、固いものが食べにくくなった」が高くなっています。
- 高齢者の社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として令和22（2040）年までに健康寿命の3年以上の延伸を目標としています。（第28回社会保障審議会資料）

フレイルのリスク該当者割合（令和4年度後期高齢者健診）



	柳川市	福岡県	国
身体機能	30.3%	28.8%	31.0%
栄養状態	7.3%	9.7%	8.6%
口腔機能	23.4%	23.2%	24.4%
認知機能	19.6%	20.5%	20.5%
社会的側面	3.0%	4.5%	5.3%

健康リスクありの割合（令和4年度後期高齢者健診）



資料：国保データベース（KDB）システム

（3）介護予防教室への参加者数の推移

- 全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」では、トランポリン教室はコロナ禍でも参加者が増加したものの令和5年度は減少し、元気サークルはコロナ禍以降参加者が減少しています。
- 脳の健康教室は、少人数対応の内容になっています。
- 要支援者向けの教室への参加は、定員に対し伸び悩んでいますが、わずかに参加者が増えています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般	トランポリン教室	115	171	230	258	239
一般	元気サークル	459	390	337	320	306
一般	脳の健康教室	67	0	18	30	45
要支援	元気が出る学校	26	32	12	11	14
要支援	元気クラブ	44	39	42	42	49
【参考】65歳以上高齢者数		21,745	21,795	21,786	21,664	21,673

Point

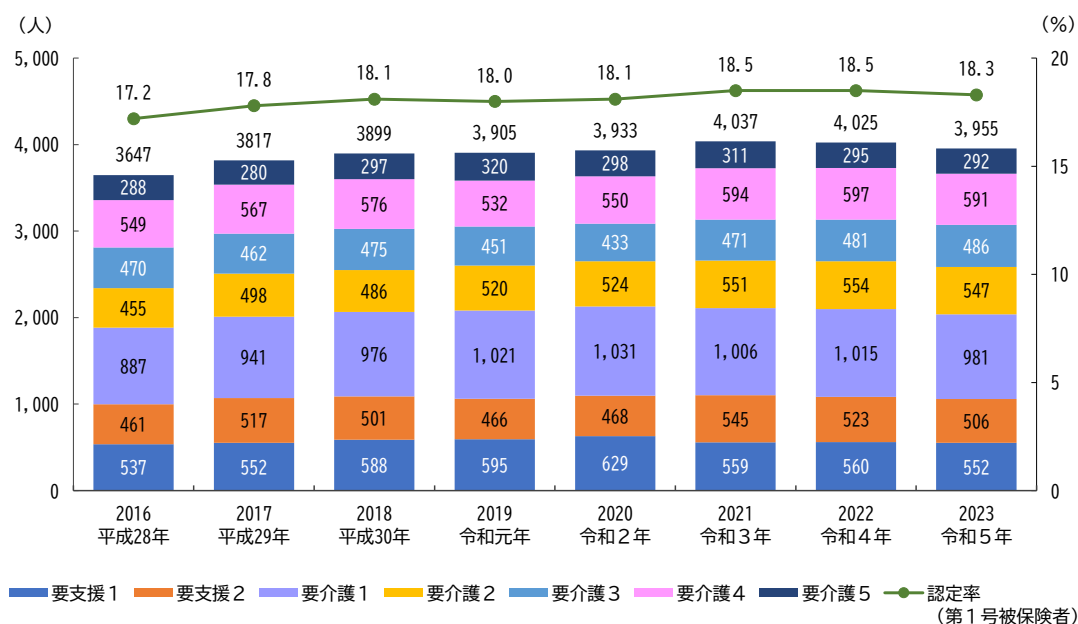
介護予防教室については、対応できる人数が限られています。市民ボランティアが、地域の寄り合いの場で運営するなど、介護予防の意識をより広げる方法を検討する必要があります。

3 要介護（要支援）認定者の状況

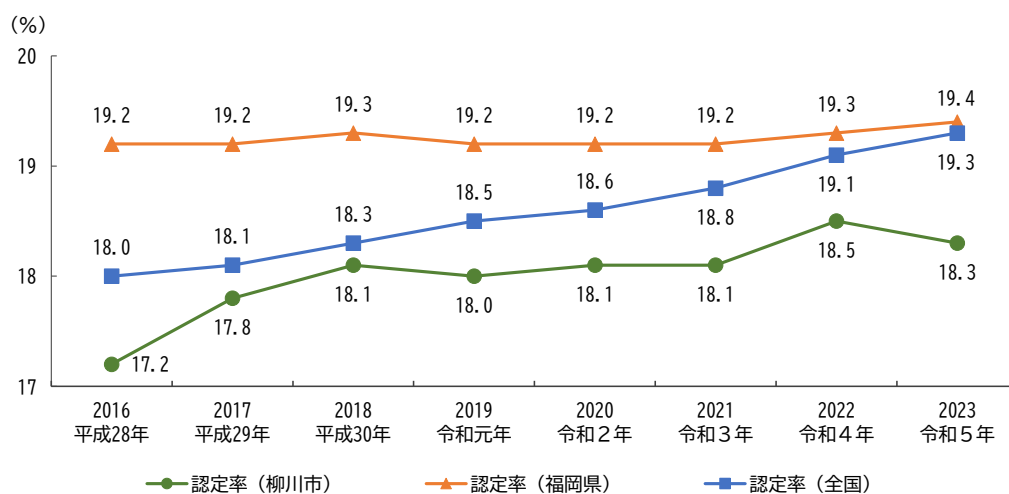
(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

- 本市の認定者数は令和3（2021）年まで増加傾向にありましたが、令和4（2022）年以降は減少傾向にあり、令和5（2023）年は3,955人となっています。
- 認定率は、全国や福岡県と比較すると低い値で推移しています。令和4（2022）年に上昇したものの、令和5（2023）年は低下し、18.3%となっています。

要介護（要支援）認定者数（第1号被保険者）の推移



認定率の推移（全国、福岡県との比較）

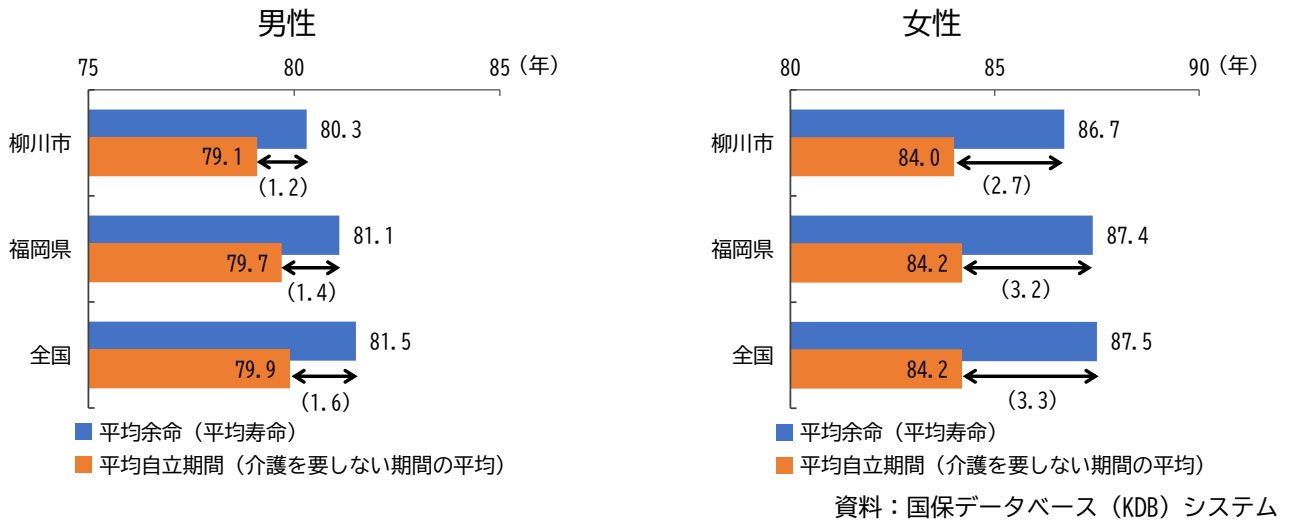


資料：福岡県介護保険広域連合（各年9月末）

(2) 平均余命と平均自立期間

- 「余命（寿命）」と「自立期間（日常生活動作が自立している期間、健康寿命）」の差は、「要介護期間」（要介護2以上）と呼ばれ、「日常生活に介護を要する期間」とされます。
- 本市の平均要介護期間は、令和3（2021）年度は、男性が1.2年、女性が2.7年となっており、女性の方が男性よりも要介護期間が長くなっています。
- 福岡県、全国と比較すると、男性、女性ともに、平均要介護期間は短くなっています。

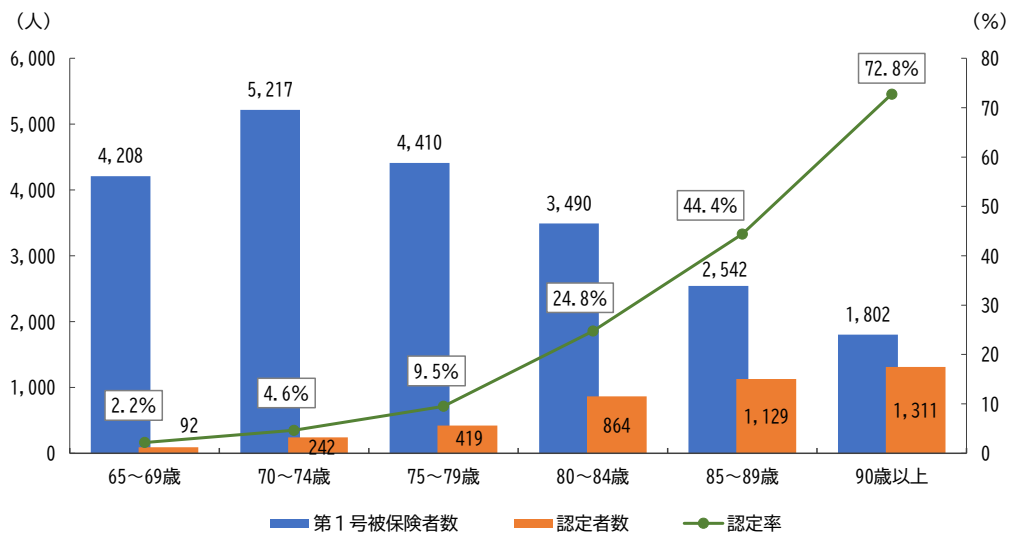
平均余命と平均自立期間（令和3年度）



(3) 年齢別認定率の状況

- 年齢上昇に伴い、認定率が上昇しています。特に、80歳を超えると認定率の上昇が大きくなり、85～89歳では半数近く、90歳以上では7割以上が認定を受けています。

第1号被保険者数と認定率の状況（令和5（2023）年9月末）



4 後期高齢者医療の動向

- 後期高齢者医療費（75歳以上の高齢者が対象）において、本市の1人あたりの後期高齢者医療費は、令和3（2021）年度は1,113,037円となっており、横ばいで推移しています。
- 福岡県平均より低くなっていますが、全国平均より高い水準となっています。

1人あたりの後期高齢者医療費の推移

単位：円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
柳川市	1,117,377	1,111,017	1,130,500	1,112,399	1,113,037
福岡県平均	1,176,856	1,178,616	1,187,151	1,138,402	1,173,102
全国平均	944,561	943,082	954,369	917,124	940,512

資料：厚生労働省「後期高齢者医療事業年報」、福岡県後期高齢者医療広域連合

Point

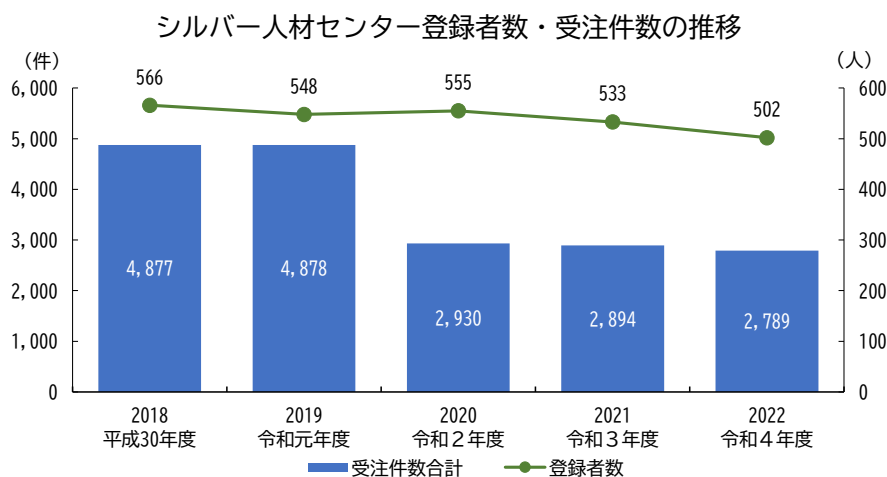
全国平均と比べると、柳川市は、後期高齢者健康診査の受診率は低く、1人あたりの後期高齢者医療費は高い状況です。健康診査の結果では、身体機能の「この1年間に転んだことがある」、「運動を週に1回以上していない」、口腔機能の「半年前に比べて固いものが食べにくい」の数値が高めです。「健診の受診率」や「口腔機能」の改善、「介護予防」の推進により改善できる可能性もあります。



5 社会参加・生きがいの状況

(1) シルバー人材センター

- 本市のシルバー人材センター登録者数は、減少傾向にあり、令和4（2022）年度は502人でした。受注件数は、令和2（2020）年度に大きく減少して以降、横ばいで推移しています。
- 令和4（2022）年度の受注件数の内訳は、「屋内外作業、草刈り、除草」が全体の約65%、次いで「大工、左官、塗装、植木剪定」が約30%を占めています。



シルバー人材センターの希望職種別登録者数の推移

単位：人

業務	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育、経理事務、運転	45	50	59	56	56
大工、左官、塗装、植木剪定	79	75	71	66	59
整理事務、賞状・宛名書き	29	32	33	31	31
施設管理、受付管理	148	140	150	148	140
販売、集計、配達	5	4	4	6	5
屋内外作業、草刈り、除草	211	206	195	183	170
家庭内外作業、食事づくり	44	37	38	38	36
その他	5	4	5	5	5
合計	566	548	555	533	502

注：各年度3月末現在

シルバー人材センターの受注件数の推移

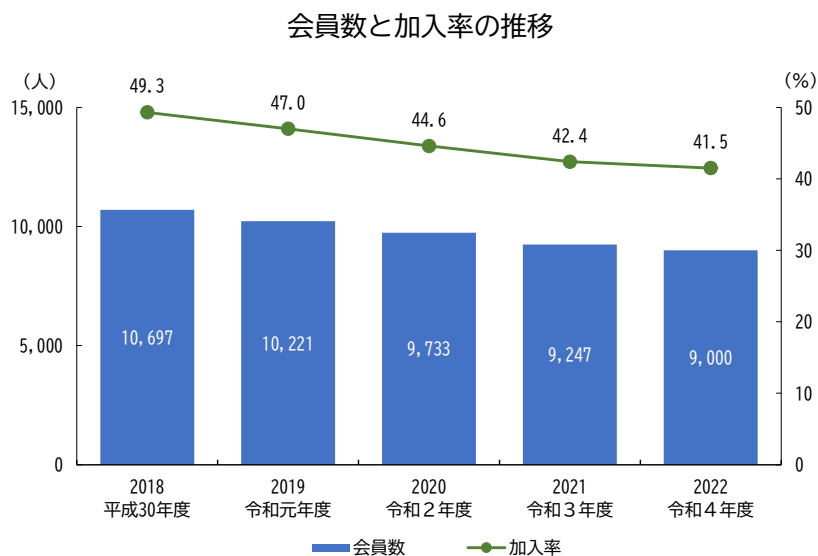
単位：件

業務	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育、経理事務、運転	25	25	3	3	3
大工、左官、塗装、植木剪定	993	1,010	877	883	835
整理事務、賞状・宛名書き	41	37	19	12	16
施設管理、受付管理	276	265	29	27	33
販売、集計、配達	84	84	7	7	9
屋内外作業、草刈り、除草	3,005	2,956	1,881	1,870	1,816
家庭内外作業、食事づくり	453	501	114	92	77
その他	0	0	0	0	0
合計	4,877	4,878	2,930	2,894	2,789

資料：柳川シルバー人材センター

(2) 老人クラブ

- 本市における老人クラブの会員数、加入率ともに、年々減少している状況です。



単位：人、%、クラブ

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
65歳以上の人口	21,657	21,745	21,795	21,786	21,664
会員数	10,697	10,221	9,733	9,247	9,000
加入率	49.3	47.0	44.6	42.4	41.5
単位老人クラブ数	175	172	171	169	169

注：各年度3月末現在

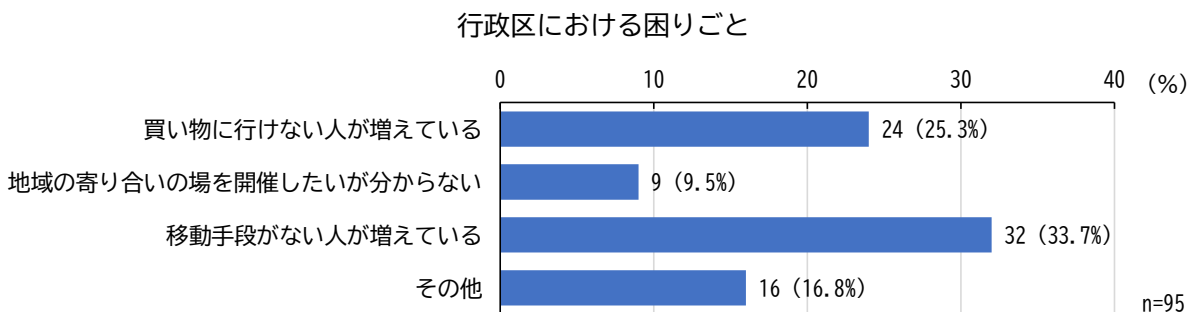
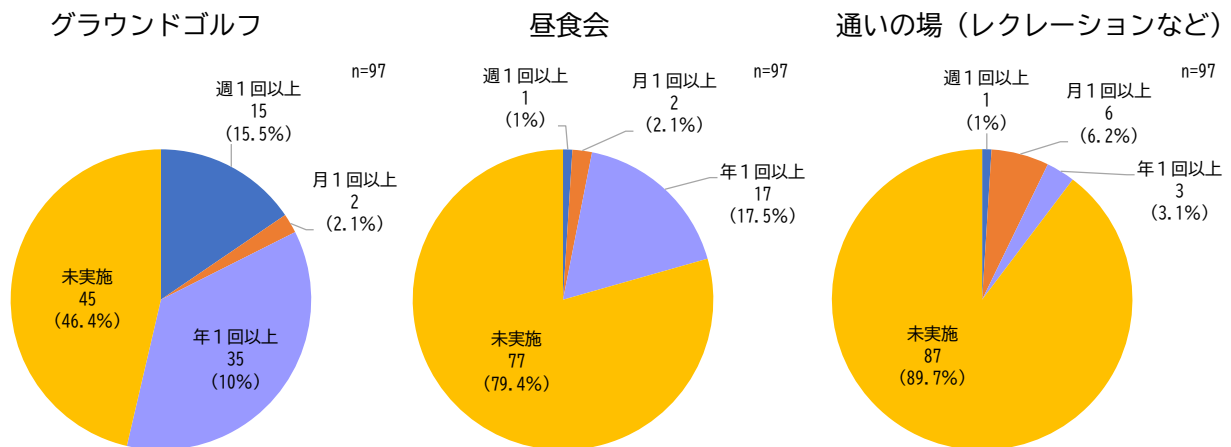
老人クラブの活動状況

	活動内容
友愛活動	虚弱高齢者へ訪問・支援
社会奉仕活動	公民館、道路などの清掃・空き缶拾い
防犯・交通安全活動	柳川警察署を招いて交通安全指導
交流活動	多世代交流 子どもに昔の遊びを教える
健康づくり事業	健康増進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり：3B体操、フラダンス、健康体操、 社交ダンス ・スポーツ：グラウンドゴルフ、ゲートボール、パタンク ・その他：高齢者料理教室、男性料理教室、健康講話、 ふれあいサロン

資料：柳川市老人クラブ連合会

(3) 地域や行政区で行っている活動・寄り合いなど

- 地域づくりの推進に向け、各地域や行政区の現状（寄り合いの場の実施、住民からの困りごとの声など）についてアンケートを行いました。
- グラウンドゴルフについては、97地区のうち、週1回以上開催している地区は15地区、月1回以上の地区は2地区で、合計すると全体の約18%です。
- 通いの場（レクリエーションなど）については、97地区のうち、週1回以上ある地区は1地区、月1回以上ある地区は6地区で、合計すると全体の約7%です。
- 困りごとについては、回答があった95地区のうち32地区（約34%）が、「移動手段がない人が増えている」と答えています。



自由意見

- ・若い世代が少ないので80歳以上でも町内の役が回ってくる。
- ・地域の交流が薄れている。
- ・校区内に医療機関がゼロで食料品・日用品を扱う店舗が1カ所しかない。
- ・地域活動への参加が難しい人が増加している。

資料：福祉課「活動よりあいアンケート令和5年8月：行政区長」

Point

シルバー人材センターの加入者は減少傾向にあり、老人クラブの加入者も減少し、令和4（2022）年度までの5年間で6か所のクラブが解散しています。一方で、グラウンドゴルフを週1回以上開催するなど活発に交流している地域もあります。コロナ禍で地域のつながりがなくなった、移動に課題があるという意見もあります。高齢者の社会参加の多様化に対応した支援が必要になっています。地域の困りごとでは、「移動手段がない」が高い状況です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

高齢者のだれもが住み慣れた地域で
いつまでも心豊かに暮らすことができる
やさしさとおもいやりのまち 柳川

本計画の基本理念は、第6次柳川市高齢者保健福祉計画を引き継ぎ、支える側、支えられる側という画一的な関係ではなく、高齢者のだれもが住み慣れた地域で、お互いにやさしさとおもいやりの気持ちを持って、助け合い、気にかかけあい、心豊かに暮らすことができる柳川を目指します。

(参考) 上位計画のまちの将来像、基本理念

●第2次柳川市総合計画（計画期間：平成29～令和6年度）

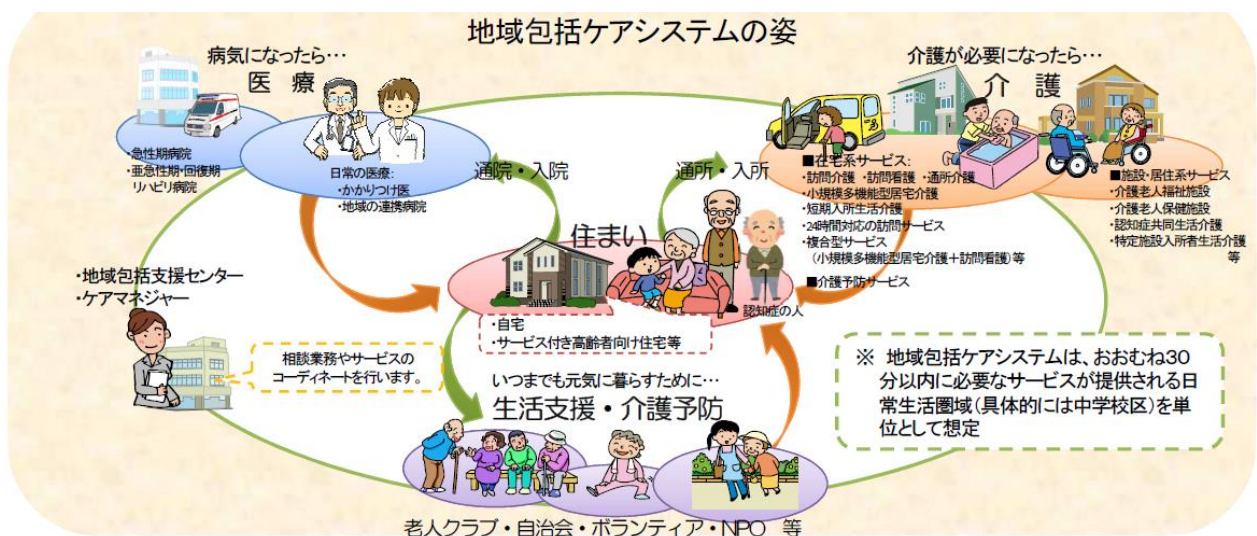
まちの将来像 「水と人とまちが輝く 柳川」

保健・福祉・医療分野のキャッチフレーズ

「健康寿命の延伸と誰もが安心して暮らせる保健福祉体制の充実」

●第3期柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和5～9年度）

基本理念 「笑顔でつながる福祉のまち 柳川」



資料：地域包括ケアシステムの姿（厚生労働省）

2 計画の基本目標

これまでの高齢者保健福祉計画を継承・強化し、次のような基本目標を設定します。市、事業者、地域、市民が協力しながら施策を実施していくことで「高齢者のだれもが住み慣れた地域でいつまでも心豊かに暮らすことができる やさしさとおもいやりのまち 柳川」の実現を目指します。

基本目標 1

高齢者のだれもが心身ともに健康に過ごすことができる

高齢者がいつまでも健やかな生活を送るためには、高齢者一人ひとりが主体的に、介護予防や健康づくりに取り組む必要があります。このため、健康づくりの啓発等による健診受診率の向上や介護予防教室等の日常生活における基本的な健康づくり、介護予防の習慣を身につけるための事業を推進します。

基本目標 2

高齢者のだれもが住み慣れた地域で生活を継続できる

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を継続するために、在宅医療・介護サービス、日常生活支援サービスの維持はもとより、地域の理解を広める必要があります。

サービス提供の柱である「人材」の確保・育成や、地域の住民、事業所、企業、行政が連携して顔の見える関係性づくりに努めるなど、地域包括ケアシステムの深化を目指します。また、成年後見中核機関を設置するなど高齢者等の権利擁護の施策を推進するとともに、認知症に関する正しい理解を深め、認知症になっても希望と尊厳を持って暮らし続けられる地域づくりを推進します。

基本目標 3

高齢者の力を活かしながら、 希望をもって共に生きる社会の実現

令和 22 (2040) 年には労働者の急減が予測されています。高齢者自身がまちづくりの担い手として活躍し、身近な地域の暮らしやすさや地域交流の活性化につなげることで希望をもって生きられるまちを目指します。人と人、地域や事業所、企業などつながりを深める事業を推進することでいつまでも心豊かに暮らすことができるやさしさとおもいやりのまち柳川を目指します。

3 施策の体系

本計画の基本理念、基本目標のもと、施策の体系を以下のように定めるとともに、各施策を進めることによる令和 22（2040）年のまちのイメージに向けて取り組んでいくこととします。

高齢者のだれもが住み慣れた地域で
基本理念 **いつまでも心豊かに暮らすことができる**
やさしさとおもいやりのまち 柳川

基本目標 1 高齢者のだれもが心身ともに健康に過ごすことができる
 基本目標 2 高齢者のだれもが住み慣れた地域で生活を継続できる
 基本目標 3 高齢者の力を活かしながら、希望をもって共に生きる社会の実現

施策	中分類	小分類	2040年イメージ
■施策1 地域包括ケアシステムの深化・推進 (地域支援・地域包括人材の確保・育成)	(1) 介護サービス基盤の確保	① 人員体制の強化と介護人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ■在宅医療・介護サービスが維持されています。 ■高齢者の居住が安定しています。 ■日常生活支援サービスが維持されています。 ■地域の住民、事業所、企業、地域包括の間に顔の見える関係があります。 ■福祉系の相談窓口が連携しています。 ■緊急連絡先登録や地域での孤立を防ぐ基盤が確立しています。 ■寄り合いの場や啓発等の施策により気にかける関係性が各地域にあります。 ■地域のニーズにあった移動支援・買い物支援があります。 ■ボランティアや就労等の情報が集約され、高齢者の社会参加が活発になっています。 ■認知症支援が継続・深化しています。 ■成年後見中核機関が設置され権利擁護支援体制が維持されています。 ■受診率が向上し健康に対する意識が高まっています。 ■介護予防に対する意識が高まっています。
		② 在宅福祉サービスの充実	
		③ 在宅医療・介護連携の推進	
		④ 高齢者の居住安定	
	(2) 断らない相談支援体制の構築	① 継続した顔の見える相談支援	
		② 専門性を確保した相談支援と連携	
		③ 市民主体の相談室と連携	
		④ 医療、介護の連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備	
■施策2 気にかける地域づくり支援	(1) 事業者と連携したつながりの強化		
	(2) 気にかける地域づくりの推進	① 安全・安心なまちづくりの推進	
		② 生活支援コーディネーターの人員体制の強化	
		③ 地域寄り合いの場の推進	
		④ 企業の地域貢献の取組の推進	
(3) 移動支援・買い物支援			
(4) 高齢者の就労やボランティアなど多様な社会参加の推進			
■施策3 権利擁護施策の推進	(1) 認知症対策		
	(2) 虐待防止対策等権利擁護施策の推進		
■施策4 健康寿命の延伸	(1) 健診受診率の向上と医療機関との連携		
	(2) 介護予防事業の推進		

第5章 施策の推進

施策1 地域包括ケアシステムの深化・推進 (地域支援・地域包括人材の確保・育成)

1 主な課題

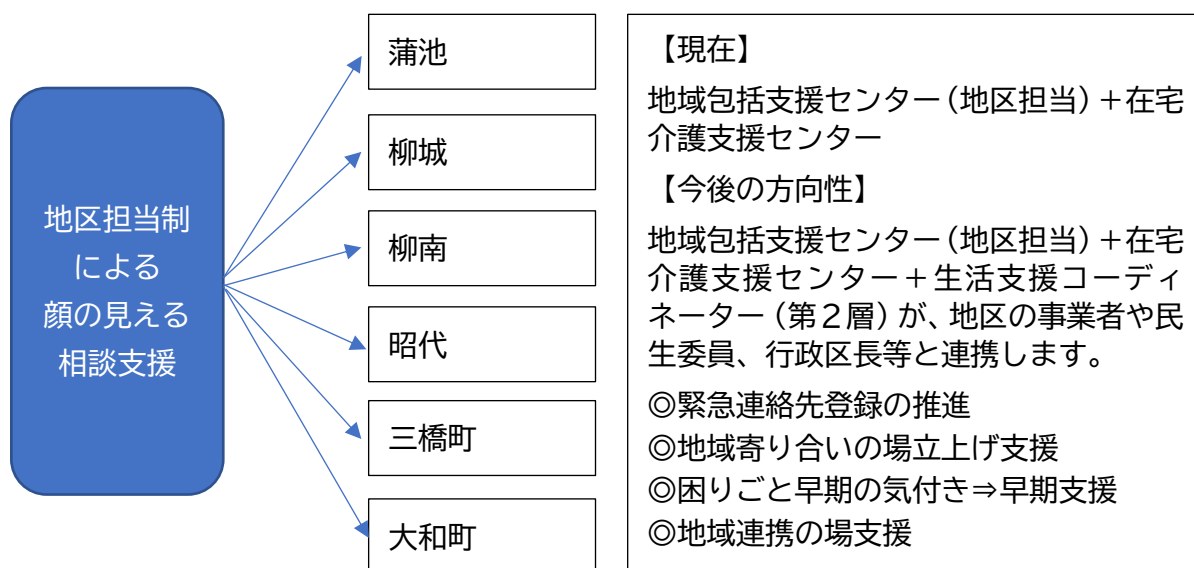
- 国の方針として、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め自ら対応、又はつなぐ機能を持つ「断らない相談支援」が求められています。
- 子どもは市外に居住し、兄弟姉妹は高齢であるために、家族（親族）の支援が受けにくい状況も増えてきており、困りごとに早期に気付き、個人的な相談事にも応じやすくするため、地域担当制による顔の見える支援や、地域の事業所や企業との連携が重要となっています。
- 加齢による身体能力の低下などだけではなく、認知症や身体障がい、精神疾患に関する相談が増えてきており、介護保険では対応できないケースも多く、相談機関の連携が必要となっています。
- 各種手続きなどの際に支援が必要な方もいるため、寄り添って支援できる場での対応が必要となっています。
- 相談対応や支援などの際に必要に応じて関係機関が連携して対応していますが、本市の福祉系の窓口が分散しているため、非効率となっています。
- 全国的に介護職員は不足しており、離職率が高いイメージがありますが、他業種を含めた平均値と大きな差はありません。ただし、新卒3年未満での離職率は38.6%と高い数値が出ており、若手の定着化が課題といえます。

2 強化事業・方針

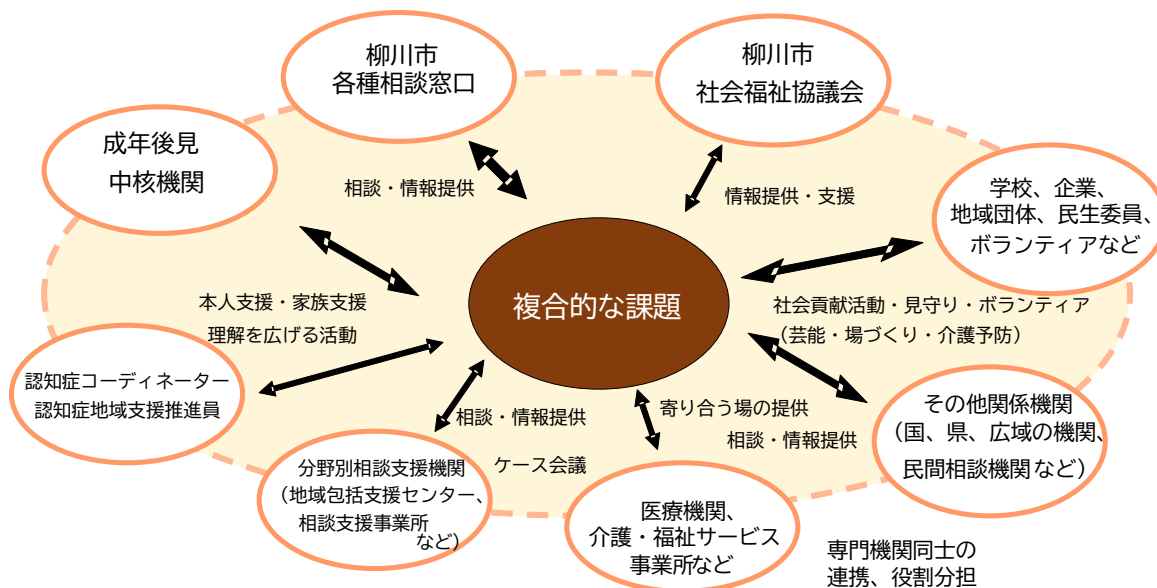
地域包括人材の確保、育成、地域支援を重点課題とし、地域と顔の見える関係を築く人材の確保育成、多様な相談を受け入れる窓口「断らない相談支援体制」の構築を進めます。

事業名	方針
人員体制の強化と 介護人材の確保・育成	国が示した地域包括支援センターの機能強化に向けた方向性に沿って、人員体制の強化、業務内容の見直し、効率的な運営の継続を図ります。
継続した顔の見える 相談支援	・人員体制を強化し、地域と顔の見える関係を重視した体制づくりを推進します。 ・地域包括支援センターの地域担当、生活支援コーディネーターや在宅介護支援センター、民生委員と情報共有しながら現状の把握や相談対応など地域の連携を推進します。
専門性を確保した相談 支援と連携	多様な相談を受け入れる窓口「断らない相談支援体制」の構築に向けて、人材確保や体制づくりなど、市、社会福祉協議会が連携して具体的な検討を始めます。

継続した顔の見える相談支援・イメージ



専門性を確保した相談支援と関係機関・関係者の連携



3 施策の推進のための主な役割

主体	活動	令和8年度到達イメージ
市民	・今後の暮らし方を前もって検討し準備を始めます。必要に応じて専門職等への相談や介護、医療等の支援を受け入れる備えをします。	<p>●各地域（校区）において、住民、医療・介護の地元事業所、社協、包括等の中で顔の見える関係ができつつあります。</p> <p>●支援が必要な人へ支援の情報が確実に届き、社会的つながりが希薄な高齢者世帯がなくなっています。</p> <p>●福祉関係相談窓口間で情報の共有化ができており、つながる相談支援体制（＝断らない相談支援体制）が整っています。</p>
地域社会	・地域連携の場に参加します。	
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスを提供します。 ・在宅福祉サービス等の情報を発信します。 ・ボランティアを活用します。 ・地域連携の場を主催したり、参加したりします。 ・救急医療体制を継続します。 	
柳川市・社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・人員体制の強化や育成に取り組みます。 ・多職種連携の場、研修の場を開催します。 ・各種情報発信に努めます。 ・地域担当制、地域の意見交換の場の設置による顔の見える関係づくりを支援します。 	

4 指標

指標	データの取得元 (単年度)	実績値		見込み	目標値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
地域包括支援センター地域担当者の数(人)	包括支援センター	7	7	7	8
多職種・地域連携会議の開催(回)	包括支援センター	73	128	130	150

※多職種・地域連携会議の開催は、生活支援コーディネーター等が関係する地域連携会議を含む。

■在宅生活支援サービスに関する目標値

指標	データの取得元 (単年度)	実績値		見込み	目標値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
軽度生活援助事業実利用者数(人)	高齢者福祉係	36	23	30	36
生活管理指導員派遣事業利用者数(人)	高齢者福祉係	27	36	35	40
シルバー家事応援隊事業利用者数(人)	高齢者福祉係	19	17	25	30

※軽度生活援助事業実利用者数の令和4年度は、同一人物からの複数申請を1回とする。

■その他関連データ

内容	データの取得元 (単年度)	実績値		見込み
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
包括相談件数（延べ件数）	包括支援センター	1,768	2,338	2,400
寝具類乾燥消毒サービス事業実利用者数（人）（令和3、4年度はコロナにより受託なし）	高齢者福祉係	—	—	30
介護用品給付事業実利用者数（人）3月末	高齢者福祉係	183	165	165
介護手当支給事業対象者数（人）	高齢者福祉係	4	5	6
住みよか住宅改造助成事業助成件数（件）	高齢者福祉係	3	0	3
認知症高齢者見守り・搜索支援サービス事業利用者数（人）	高齢者福祉係	2	2	1
高齢者生きがい活動支援通所事業登録者数（人）	高齢者福祉係	28	44	50

5 施策の方針

（1）介護サービス基盤の確保

①人員体制の強化と介護人材の確保・育成

<p>i) 全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国が示した地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性に沿って、人員体制の強化、業務内容の見直し、効率的な運営の継続を図ります。 ○生活支援コーディネーターを増員するとともに、戦略的に施策を実施するためのリーダーとなる人材を確保し地域とのつながりを強化します。 ○介護人材確保のため、介護員養成研修の受講料補助や介護の仕事内容や事業所の紹介を行うなど介護職に興味を持ってもらう機会を関係機関と協議します。 <p>ii) 要支援認定者のケアプランについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要支援者の自立に向けた介護予防ケアマネジメントの充実と受皿となるサービスの創設を推進します。 <p>iii) 職員研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター職員の資質向上を目的とした所内研修や外部団体主催の研修会に積極的に参加します。 ○質の高いサービスを安定的に供給するため、福祉・介護従事者に対する研修会を開催し、福祉や介護の人材育成を図ります。

②在宅福祉サービスの充実

- 在宅福祉サービスについて、民生委員や在宅介護支援センターなどの関係機関を通じて、あらゆる機会を利用して周知に努めるとともに、伝わりやすい情報発信に取り組めます。
- 切れ目のないサービスを提供するため、課題の協議や住民への周知とともに、多職種連携を円滑に行うための関係機関との協力関係づくりを進めます。
- 社会福祉協議会、シルバー人材センターが実施する生活支援サービスについて関係機関の協力を得ながら周知及び利用促進に努めます。
- 日常生活支援の課題や利用しやすいサービス体系について、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の関係機関との協議を進めます。

③在宅医療・介護連携の推進

- 地域包括支援センターが所管する各会議等との連携を図り、地域包括ケアシステムの推進に結びつけます。
- 医療と介護をはじめとした多職種間の連携を推進し、多職種協働による24時間365日体制の在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりや、状態が変化しても適切な支援ができる体制に向け段階的に取り組めます。
- 救急医療体制を継続するため、柳川山門医師会と連携した体制づくりを進めます。
- 在宅医療と介護が連携することで、自宅看取りが可能となることについて、周知強化を図ります。
- 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護が連携した体制構築の推進を図ります。
- 食事の栄養指導、薬の乱用防止、認知症予防等、多職種連携しながら啓発ができないかについて関係機関と協議を進めます。

④高齢者の居住安定

- 特別養護老人ホーム等の待機者については、高齢者数が減少傾向になることから緩和されると考えられ、福岡県が策定する上位計画及び介護保険事業計画に基づき今後の福祉施設の在り方を協議します。
- 経済上及び環境上の理由により自宅での生活が困難な高齢者に対応できるよう、近隣市町と連携し、養護老人ホームやケアハウスの定員の確保に努めます。
- 介護保険事業と調整を図りながら、すみよか住宅改造費助成やバリアフリーアドバイザー派遣制度を継続し、在宅での自立を支援します。
- 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、福岡県や近隣市町と連携を図りながら、情報を把握することにより、適切な利用につなげていきます。

(2) 断らない相談支援体制の構築

① 継続した顔の見える相談支援

- 人員体制を強化し、地域と顔の見える関係を重視した体制づくりを進めます。
- 地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員や在宅介護支援センター、市関係部署など地域の福祉に携わる関係者の連携を強化します。

② 専門性を確保した相談支援と連携

i) 多様な相談について

- 多様な相談を受け入れる窓口「断らない相談支援体制」の構築に向けて人材の確保や体制づくりなど、市、社会福祉協議会が連携して具体的な検討を始めます。
- 世帯で複数の問題を抱え、制度の狭間で支援が受けられないケースなどに対応するため、既存の窓口と連携し幅広い困りごとへの包括的相談の対応を目指します。
- 終活ノート（エンディングノート）を配布して、本人の延命治療や看取りの考えを事前に家族へ伝える取組を進めます。
- 法律関係などの専門機関や医療、国や福岡県などの専門機関など、関係機関との連携を深め幅広い困りごとの対応に備えます。
- 総合的な相談支援の充実を図るため、関係機関や関係部署などと連携し、連絡会や研修会などを実施します。

ii) 認知症の相談について

- 認知症地域支援推進員を引き続き配置し、認知症相談窓口の周知を図ります。
- 認知症のアドバイザー（医療や施策）を確保し、初期段階や困難事例の対応における医療連携を深め初期段階のスムーズな支援につなげるとともに、施策の深化を図ります。
- 認知症のアドバイザーと連携を図りながら、必要に応じて認知症の初期支援チーム立ち上げを検討します。
- 若年性認知症の方やその家族の支援の中核組織である福岡県若年性認知症サポートセンターについての情報提供や普及啓発などを行い、専門機関と連携して支援につなげます。
- 認知機能が低下してもできることを可能な限り続けられるための支援について検討します。
- 相談を待つだけでなく、認知症の症状がある一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の情報収集を行い、早期訪問、早期支援に努めます。

③ 市民主体の相談室と連携

- 行政では対応しづらい、あるいは、対応できない相談の受皿となる市民が主体の相談室の設置を支援するとともに連携した支援に努めます。

④医療、介護の連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

- 地域包括ケアに係る医療機関や介護事業所等との連携を強力に推進することが期待できる情報共有ツール「電子@連絡帳」など、ICT（情報通信技術）の活用に関する情報収集を行います。
- 地域ケア会議を定期的を開催しつつ、個別課題を蓄積・検証しながら、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能の4つの機能を持たせた多層的な地域ケア会議の構築を図ります。

施策2 気にかけあう地域づくり支援

1 主な課題

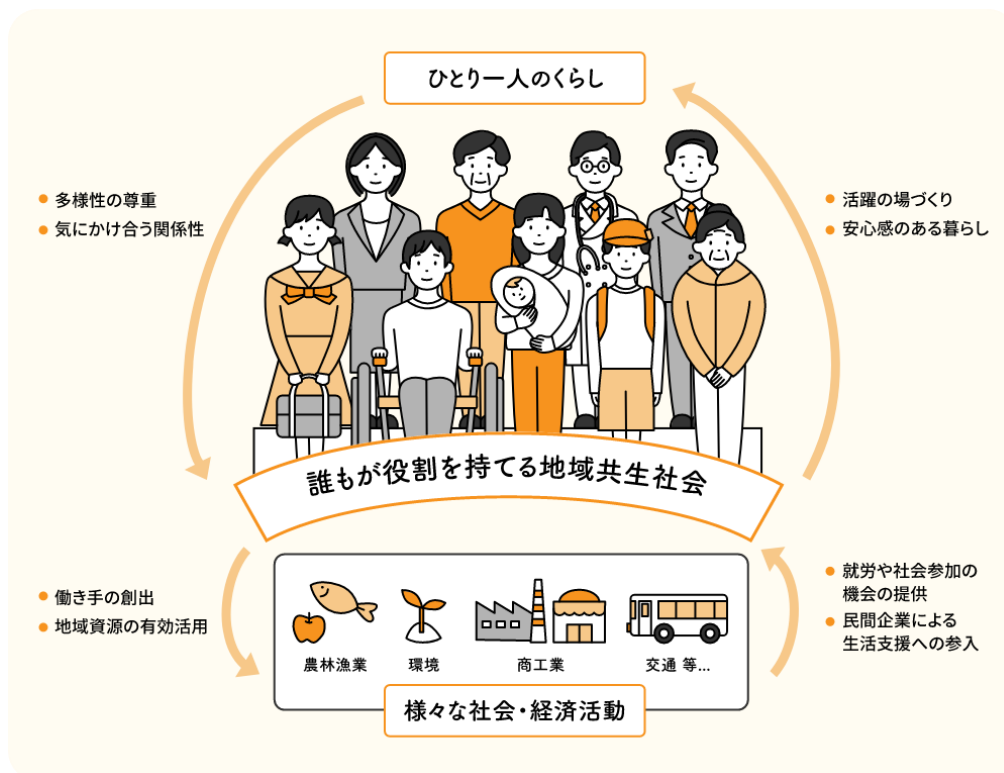
- 生活支援コーディネーターは、市全体の担当（第1層）が1名で、全市に取組を広げるには人員が少ない状況であり、関係機関と連携して人材確保に努める必要があります。
- 地域でグラウンドゴルフを月1回以上行っているところは、約18%、通いの場を月1回以上開催しているところは、約7%と少なく、地域で気軽に参加できる場が必要です。
- 高齢者が担い手となるようなボランティア情報の発信不足や取組ごとにボランティアの仕組みが異なることなどもあり、ボランティアはなかなか増えない状況です。
- 避難行動要支援者名簿への登録が増加していますが、安易な登録により本来の条件である「自力で避難できない人」に手が回らなくなることを防ぐよう、チェック方法や個別避難計画の策定可能な範囲について検討する必要があります。
- レジをゆっくり進むことができるスローレーンや買い物後の送迎サービスがある店舗もありますが、情報が集約されていない状況です。
- 行政区長へのアンケート結果で、行政区の困りごとの項目では、行政区で「移動手段がない人が増えている」、「買い物に行けない人が増えている」の数値が高くなっています。また、住民主体の地域の寄り合いの場に通うための移動手段がない人への対応も課題となっています。

2 強化事業・方針

事業名	方針
事業者と連携したつながりの強化	緊急通報システムや緊急連絡先の登録など緊急事態に早期に気付く仕組みに継続して取り組むとともに、気にかけあう関係づくりに向けて訪問理容や食材配達サービスなど民間事業者の定期的な交流を促進します。
生活支援コーディネーターの人員体制の強化	地区担当の生活支援コーディネーター（第2層）を配置するなど人員体制を強化し、地域の寄り合いの場や介護予防教室の利用状況、買い物支援などの困りごとなどの現状把握を行い、関係機関と連携しながら課題解決のための施策を実施します。
地域寄り合いの場の推進	コミュニティセンター等の公共施設だけでなく、医療機関や介護事業所など、寄り合いの場の見える化を進めるとともに、地域の寄り合いの場への支援、関係者のネットワーク化、生活支援の担い手の育成等に取り組めます。
企業の地域貢献の取組の推進	認知症に限らず誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるために、企業の地域貢献の取組を積極的に情報発信する等、地域の交流や市民の利便性を高める施策を推進します。
高齢者の就労やボランティアなど多様な社会参加の推進	担い手不足が想定される中で、ボランティア情報についての見える化を進め、ボランティアを必要としている人とボランティアを行いたい人をスムーズにつなげるシステムの活性化に努めます。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、
地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が
世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



資料：地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）

3 施策の推進のための主な役割

主体	活動	令和8年度到達イメージ
市民	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアとしての活動や参加者として寄り合える場を利用する等社会参加に努めます。 緊急連絡先やSOSネットワークに登録します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域に気軽に寄り合える場が増えて、充実しています。 ●ボランティアの活動が活性化し、気にかける関係性ができつつあります。 ●暮らしやすさにつながる企業の取組が増え、情報が必要な人に届いています。 ●移動支援や買い物支援に関する協議が進み、試行が進められています。
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> 気にかける関係づくりに向けた交流の場をつくりまます。 企業や店舗は、社会貢献に取り組まます。 訪問理容や食料品の配達など地域の事業者等、多様な実施者により定期的に交流します。 学生を含む市民ボランティアを活性化するため、ボランティアを利用します。 	
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアを活用します。 地域の人が相談しやすく立ち寄りやすい場を検討します。 	
柳川市・社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターを増員します。 寄り合える場を見える化します。 関係者のネットワーク化に努めます。 企業の社会貢献等の情報を発信します。 	

4 指標

指標	データの取得元 (単年度)	実績値		見込み	目標値
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 8年度
介護予防ポイント活動登録者 (新規登録) (人)・数値は年単位	高齢者福祉係	5	5	3	10
介護予防ポイント実働者数 (人) ・数値は年単位	高齢者福祉係	55	44	39	70
介護ポイント実働者全員の活動 日数の合計 (日)・数値は年単位	高齢者福祉係	574	766	750	1,000
地域でのボランティア参加割合 (%)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	17.4	19.5	19.5	20.0
暮らしやすさにつながる地域貢 献の取組を行っている企業数 (社)	高齢者福祉係	—	—	—	50
生活支援コーディネーター数 (人)	高齢者福祉係	1	1	1	3
気軽に寄り合える場 (か所)	柳川市・福祉課 アンケート等	28	25	25	40

※令和3年度～5年度の気軽に寄り合える場は、地域デイサービス、地域サロン、認知症カフェ、令和8年度は、病院や施設などで行う寄り合える場も含む。

■その他参考数値

内容	データの取得元 (単年度)	実績値		見込み
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
多様な見守り事業実利用者数 (人) 3月末 (R3～R5「食」の自立支援)	高齢者福祉係	339	365	390
緊急通報装置整備事業新規件数 (件)	高齢者福祉係	21	29	40

※緊急通報装置整備事業新規件数は、当該年度内に設置された件数



5 施策の方針

(1) 事業者と連携したつながりの強化

- 民間事業者が行っている配食サービスの周知や栄養指導等による高齢者の栄養改善を目指します。
- 安価に良質なサービスを提供する事業者も増えてきており、配食サービスへの市の支援方法について、よりサービスを必要としている方に支援を届けられる方法を検討します。
- 緊急通報システムや緊急連絡先の登録など緊急事態に早期に支援者へつなぐ仕組みを継続して取り組むとともに、訪問理容や食材配達サービスなど事業者による気かけあう関係づくりを促進します。
- 緊急通報システムに付随したサービス（人感センサー付等）の選択について検討します。

(2) 気かけあう地域づくりの推進

①安全・安心なまちづくりの推進

- i) 緊急連絡先の登録について
 - 民生委員や関係機関の協力のもと緊急連絡先の登録を進め、行方不明等の緊急時にも支援者へすぐにつなぐことができるように備えます。
- ii) 地域のつながる活動の推進について
 - 関係機関と連携しながら、見回り活動や街頭啓発キャンペーン、出前講座などにより高齢者の犯罪被害、消費者トラブルの防止、人身事故発生防止に引き続き取り組みます。
 - 配食サービスだけでなく、訪問理容等見守りが考えられる事業者との連携について検討します。
- iii) 避難行動要支援者の安全確保について
 - 「柳川市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の実態把握や避難所確保、自主防災組織などの体制強化に努めます。
 - 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市の関係部署、社会福祉協議会、行政区長、民生委員などと連携し、地域住民を主体とした個別避難計画策定に努めます。
- iv) 道路などの整備について
 - 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく整備に努めます。
 - 高齢者や障がいのある方など誰にでもやさしいまちづくりを推進するため、各種施策事業においてユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、民間事業者や市民への啓発に努めます。
 - 高齢者の引きこもり防止、運動機能維持につながるまちあるきを推進するために休憩場所の確保などについて検討します。

②生活支援コーディネーターの人員体制の強化

○地区担当の生活支援コーディネーターを配置するなど人員体制を強化し、地域の寄り合いの場や介護予防教室の利用状況、買い物支援などの困りごとなどの現状把握を行い、関係機関と連携しながら課題解決のための施策を検討します。

③地域寄り合いの場の推進

- コミュニティセンター等の公共施設だけでなく、医療機関や介護事業所など、寄り合いの場の見える化を進めるとともに、地域の寄り合いの場への支援、関係者のネットワーク化、生活支援の担い手の育成等の取組を推進します。
- 地域の寄り合いの場の現状や困りごとを把握するとともに、定期的な寄り合いの場がない地区においては、必要に応じて住民主体型の地域デイサービスや地域サロン、認知症カフェなどの立ち上げを支援するなど地域住民同士の気かけあ関係づくりを通じた孤立解消や虚弱予防を図ります。
- 地域の寄り合いの場の継続した運営を支援するための情報提供を行います。
- 社会福祉協議会や在宅介護支援センター、行政等が連携し、地域課題を抽出・解決を図るとともに今後の地域での支え合いを進めるための協議を進めます。

④企業の地域貢献の取組の推進

○認知症に限らず誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるために、企業の地域貢献の取組を積極的に情報発信する等、地域の交流や市民の利便性を高める施策を推進します。

(3) 移動支援・買い物支援

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、移動・外出が欠かせません。既存のバス・タクシー、コミュニティバスの活用とともに、道路運送法における許可や登録を要しない助け合いの運送なども含めて、企画課と福祉課が連携し、地域ニーズに対応した交通体系に向けて協議を進めます。
- 認知症カフェや地域デイサービスなど、住民主体の寄り合いの場に通うための移動支援や買い物支援について検討します。

(4) 高齢者の就労やボランティアなど多様な社会参加の推進

i) 就労

- 地域社会の日常生活に応じた臨時的、短期的及び軽易な仕事を提供するシルバー人材センターの事業PRに取り組みます。
- 就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングするなど、高齢者の社会参加の促進のため、就労的活動支援コーディネーターの配置を検討します。

ii) ボランティアについて

- 担い手不足が想定される中で、ボランティア情報についての見える化を進め、ボランティアを必要としている人とボランティアを行いたい人をスムーズにつなげる仕組みを確立します。
- 高齢者が参加しやすいボランティア情報を集約し発信することで高齢者の力を活かした社会参加を促進します。
- 高齢者支援や障がい者支援など福祉分野で活動する人材の発掘・育成や介護予防ポイント事業を活用したボランティア活動など地域に密着した社会参加を推進します。
- 柳川市社会福祉協議会やボランティアセンターやボランティア連絡協議会との連携の強化を図り、住民へのボランティア活動に対する理解、必要性の周知を図るための啓発活動を行います。
- 高齢者の知識や経験、特技を活かした活躍の場を創出するための仕組みや情報発信について検討します。

iii) 生涯学習・スポーツについて

- 高齢者の学習意欲に応じていくための情報提供や支援を充実するとともに、多種多様な自主サークル活動を促進します。
- 高齢者をはじめ、市民が豊かな人生を送れるよう、誰もがその生涯を通じて、学習したいときに学習に取り組める環境づくりを進めます。
- 生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しみ、健康的な生活を営むことができるよう、多彩なスポーツの導入・開発を図るとともに、年齢や体力などに応じたスポーツ事業を推進し、市民の参加を促進します。
- 市教育委員会及び老人クラブを主体で実施している3大スポーツ（グラウンドゴルフ、パタンク、ゲートボール）や囲碁大会だけでなく、炎天下や雨の日など天候に左右されないニュースポーツについて、スポーツ推進委員などを通じ周知を図ります。

施策3 権利擁護施策の推進

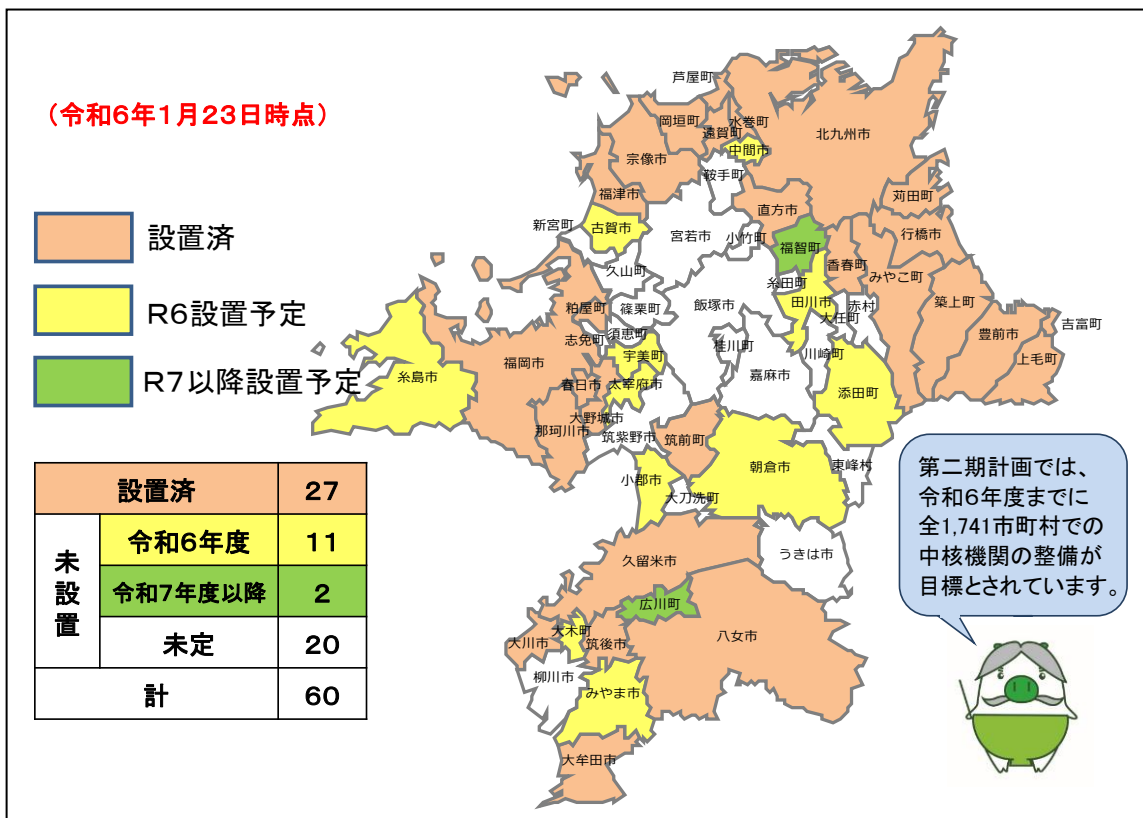
1 主な課題

- 成年後見制度については、高齢者福祉係、地域包括支援センターや障がい者福祉係で市長申立てによる支援を行っていますが、本人申立てや家族申立てへの対応に関しては不十分な状況となっています。また、成年後見制度の情報発信や啓発も十分ではありません。
- 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度の利用支援を行う中核機関を、令和6（2024）年度までに全市町村で設置することが目標とされています。
- 高齢者に対する虐待は増加傾向にあり、表面化していないものや虐待の定義が十分に理解されていないと考えられます。
- 認知症の人が行方不明になった場合に備えて、「柳川市高齢者等SOSネットワーク登録事業者」及び「防災メール・まもるくん登録者（個人を含む）」への登録の呼び掛けを実施しています。また、令和5（2023）年度は1地区で認知症SOSネットワーク模擬訓練、1地区で認知症に関する勉強会を実施していますが、それらの周知が十分ではありません。

2 強化事業・方針

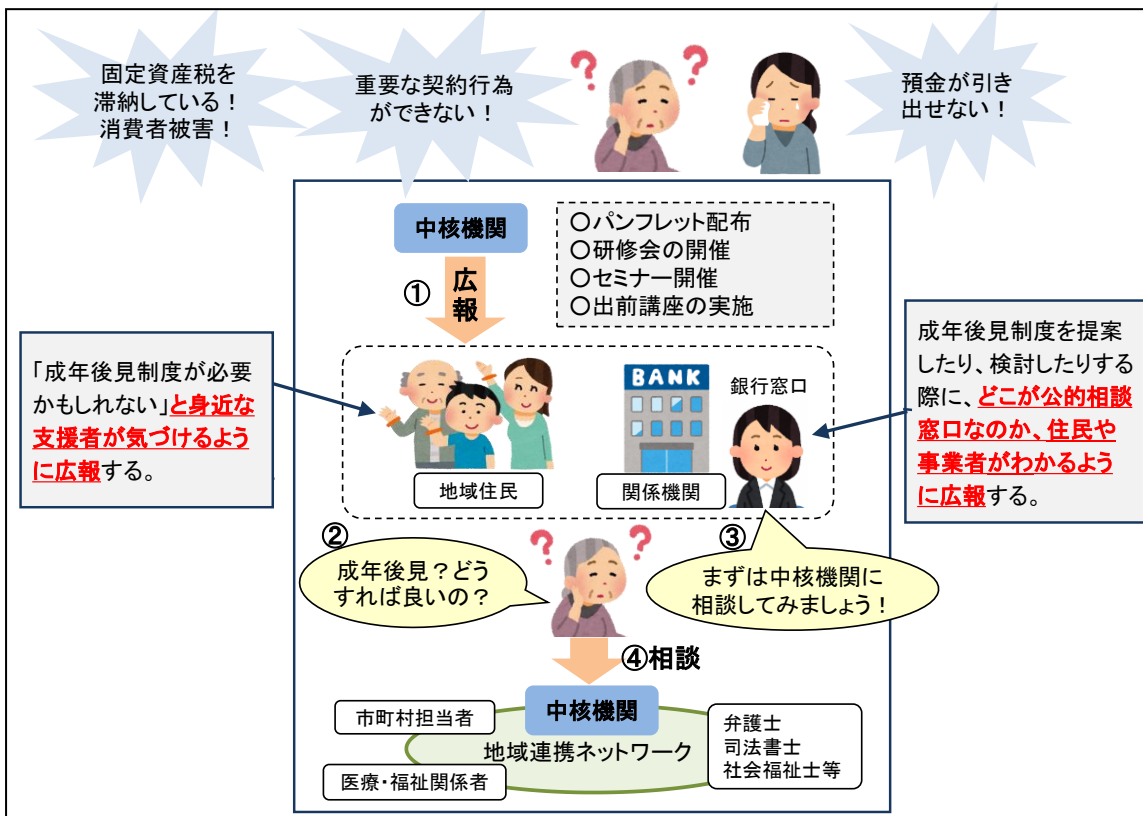
事業名	方針
認知症対策	認知症サポーター養成講座など、認知症についての理解者を増やしていく取組を引き続き進めるとともに、理解者から活動者となる施策を進めます。
	今までの認知症施策の成果を振り返り、更に進めるため、認知症アドバイザーとともに今後の施策について改めて検討します。
虐待防止対策等権利擁護施策の推進	成年後見中核機関を設置し、本人や家族による申立てへの支援を進めるなど相談事業を強化するとともに、成年後見制度についての広報に努めます。
	成年後見支援、虐待対応、金銭管理支援等の権利擁護に関する取組を一体的に進める方法について検討を進めます。
	地域住民に対する高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、介護保険施設、サービス提供事業者への高齢者虐待防止法の周知徹底を図ります。

県内における中核機関の設置状況



資料：県内市町村の取組状況等について（福岡県）

成年後見中核機関・地域連携ネットワークの機能（広報）



資料：県内市町村の取組状況等について（福岡県）

中核機関の設置を検討するに際してのポイント

○ 地域連携ネットワーク（事務局：中核機関）の4つの機能

【1階部分】①相談、②広報

【2階部分】③利用促進（マッチング、後見人養成）、④後見人支援

○中核機関の設置を検討するに際してのポイント

1 設置についての具体的な要件はない。

→ 市町村が「中核機関を設置」と整理すれば良い。(HPや広報誌での周知で可)

2 まずは、①相談、②広報のみでの設置が可能。

→ 「小さく生んで大きく育てる」の考え方は、2期計画でも同じ。

①と②であれば、「現在の体制で実施可能」とする市町村は多い。

3 既存の相談支援体制を活用する。

→ 市町村の高齢部署や直営包括内への設置パターンが多い傾向にある。

4 「できるところから始める」が良い。

→ 広報誌やHPで、制度の仕組みや相談窓口を周知など(①相談、②広報)

資料：県内市町村の取組状況等について（福岡県）

3 施策の推進のための主な役割

主体	活動	令和8年度到達イメージ
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待や認知症、成年後見制度に関して、正しく理解を深めるとともに、相談窓口を知り備えます。 ・気になること、困りごと、また虐待に気付いたら相談します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見中核機関が設置されるなど、事業を推進する体制が整っています。 ●成年後見に関する広報が充実し利用者が増えています。
地域社会		
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修やマニュアルの整備等により虐待防止を徹底します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待相談の窓口が周知されています。権利擁護の更なる推進について検討が進められています。
柳川市・社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見中核機関を設置します。 ・成年後見市長申立てだけでなく本人、親族申立ての支援も進めます。 ・成年後見制度の広報を行います。 ・虐待相談窓口を周知します。 ・認知症施策を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症施策が戦略的に行われています。認知症の正しい知識を得る市民が増えるとともに、認知症ステップ・アップ研修の受講者が増えるなど認知症対策に意欲的に取り組む住民や企業が増えています。

4 指標

■認知症の理解を深めるための普及啓発に関する目標値

指標	データの取得元 (単年度)	実績値		見込み	目標値
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 8年度
認知症サポーター延べ人数 (累計) (人)	高齢者福祉係	9,260	9,861	10,364	10,700
認知症キャラバン・メイト 延べ人数 (人)	高齢者福祉係	33	37	39	40
認知症ステップ・アップ研修 を受講した人数 (人)	高齢者福祉係	0	0	0	5

■柳川市高齢者等SOSネットワーク登録団体数及び利用件数の実績、目標値

指標	データの取得元 (単年度)	実績値		見込み	目標値
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 8年度
登録団体数 (団体)	高齢者福祉係	98	98	110	115

■成年後見に関する相談件数の目標値

指標	データの取得元 (単年度)	実績値		見込み	目標値
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 8年度
本人申立て・家族申立て支援 (件)	高齢者福祉係	4	2	2	12
成年後見市長申立て相談 (件)	高齢者福祉係	13	8	8	12

■その他関連データ

内容	データの取得元 (単年度)	実績値		見込み
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
柳川市高齢者等SOSネット ワーク利用件数 (件)	高齢者福祉係	3	2	5
認知症高齢者SOSネットワー ク事前登録者数 (人)	高齢者福祉係	131	144	135

5 施策の方針

(1) 認知症対策

i) 認知症の理解の増進について

○認知症になっても安心して暮らせるように、認知症に対する正しい理解、対応についての講座や企業や団体へ講師を派遣する出張型の「認知症サポーター」の養成を引き続き推進します。

○認知症サポーター養成講座など、認知症についての理解者を増やす取組を引き続き進めるとともに、理解者から活動者となる施策を進めます。

○今までの認知症施策の成果を振り返り、更に進めるため、今後の施策について改めて検討します。

○企業の社会貢献の取組や市民ボランティアの広がりなど行動するを増やすことで認知症の人の生活におけるバリアフリー化を進めます。

ii) 社会参加の場の確保

○認知症の方の本人の発信の場（本人ミーティング）や家族の発信の場（認知症を抱える家族の会）を開催します。

○認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援へとつなげられるよう、企業の社会貢献の取組を推進するなど地域全体で認知症になっても安心して住み続けられる取組（チームオレンジ）を推進します。

○認知症に関する医療や介護サービスを集約した「認知症ケアパス」の作成など必要な情報発信、普及に努めます。

iii) 高齢者等SOSネットワークなどの見守り

○認知症の方が行方不明になった際の早期発見につなげるため、「柳川市高齢者等SOSネットワーク登録」や「防災メールまもるくんの登録」を引き続き呼び掛けます。

○高齢者等SOSネットワーク模擬訓練に限らず、勉強会や傾聴ボランティア・相談相手、外出支援など高齢者を地域で見守る活動を検討します。

○ネットワーク登録の新規団体を勧誘するとともに、相互の連帯を強化し、行方不明高齢者保護のための情報の一元化に取り組み、速やかな保護と適切な対応を行うためのネットワークの充実を図ります。

(2) 虐待防止対策等権利擁護施策の推進

i) 普及啓発と相談窓口の周知について

- 地域の権利擁護支援、成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、柳川市権利擁護に関する全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理やコーディネートを行えるよう地域包括支援センター内に「権利擁護センター（仮称）」の立ち上げを検討していきます。
- 権利擁護に関わるパンフレットの配布や講座の開催など、高齢者等の権利擁護に関する法制度などの普及啓発や相談対応を行い、権利擁護に関する事業の利用促進に努めます。
- 介護保険施設、介護サービス事業者へ的高齢者虐待防止法の周知徹底を図ります。
- 高齢者虐待に関しては、地域住民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることが、発生予防・早期発見の第一歩となることから、地域住民に対する高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発に取り組みます。
- 虐待の相談があったときに、的確かつ迅速な対応ができるよう体制を整備するとともに、虐待の相談増加に対応して、地域包括支援センターの機能充実を図ります。
- 地域包括支援センターが高齢者や家族、地域における高齢者虐待に関する身近な総合相談窓口であることの周知を広く行い、同センターが有効に活用されるよう、民生委員、行政区長など、地域の関係者との連携を図ります。

ii) 成年後見支援について

- 成年後見中核機関を設置し、本人や家族による申立てへの支援を進めるなど相談事業を強化するとともに成年後見制度についての広報に努めます。
- 成年後見支援、虐待対応、金銭管理支援等の権利擁護に関する取組を一体的に進める方法について検討を進めます。
- 社会福祉協議会など関係団体と連携を強化し、成年後見制度や金銭管理支援、リーガルサポートふくおかななどの専門相談機関の広報・普及を図り、判断能力が不十分な認知症高齢者や障がい者などの権利を擁護します。
- 成年後見制度は、認知症高齢者などの権利擁護、虐待の発生防止・早期発見を図る上で重要な制度です。市長申立て、本人や家族申立て支援、広報など成年後見制度による支援に積極的に取り組んでいきます。

施策4 健康寿命の延伸

1 主な課題

- コロナ禍の影響により健診受診者は減少し、現在も感染拡大前の受診者数まで戻っておらず、健診受診率は横ばいの状況となっています。
- 介護予防教室は、キャンセル待ちの地域もあれば、定員に満たない地域もあり、教室の統合や移動支援も含めた検討が必要であるとともに、より多くの方に介護予防を意識してもらう方法を検討していく必要があります。
- 認知症の予防のための「脳の健康教室」は年間を通して行っていないため、参加できる期間が限定されています。
- 介護予防教室も、介護予防健診も大人数には対応できない状況となっています。

2 強化事業・方針

事業名	方針
健診受診率の向上と医療機関との連携	健康診査や各種検診については、今後も市広報やチラシ、ポスターなどの掲示、電話による受診勧奨など周知・健康意識の啓発を行うことで受診率の向上に努めます。
介護予防事業の推進	介護認定申請で非該当者となった方等を訪問し、介護予防事業への勧奨を継続して行います。
	より多くの方に介護予防を意識してもらうため、民間事業者が行う介護予防教室に関する情報の提供、地域の寄り合いの場でも手軽に実施できるようにスマートフォンを活用したプログラムなどの検討を行います。また、認知症の予防のための脳の健康教室については、地域の寄り合いの場に移行するなど継続的な参加ができるような方法に変更します。
	高校や専門学校、市民団体等と連携した介護予防等の出張健診などについて検討します。



3 施策の推進のための主な役割

主体	活動	令和8年度到達イメージ
市民	・健康診断を受診します。 ・心身の健康、自立度を保つための必要な知識を得て、行動します。	<p>●健康診断の受診率が増え、健康維持の意識が高まっています。</p> <p>●介護予防を実践する場が増え、介護予防の意識が高まっています。</p>
地域社会	・住民主体の寄り合いの場等で、介護予防等の多様な活動を実施します。	
事業所	・リハビリテーションの強化などにより自立度の維持を支援します。	
柳川市・社会福祉協議会	・健康診断を実施します。(市) ・介護予防教室を開催します。(市) ・地域の寄り合いの場において住民主体で行いやすいメニューを提案、支援します。	

4 指標

■保健事業に関する目標値

指標	データの取得元 (単年度)	実績値		見込み	目標値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
柳川市国保 特定健康診査受診率 (%)	健康づくり課	37.4	38.3	39.0	50.0
柳川市国保 特定保健指導実施率 (%)	健康づくり課	34.3	44.3	46.0	54.0
肝炎ウイルス検診受診者数 (人)	健康づくり課	314	294	300	300
胃がん検診受診者数 (人)	健康づくり課	889	895	830	850
肺がん検診受診者数 (人)	健康づくり課	1,228	1,273	1,291	1,300
大腸がん検診受診者数 (人)	健康づくり課	2,358	2,288	2,200	2,300
子宮頸がん検診受診者数 (人)	健康づくり課	2,690	2,526	2,500	2,600
乳がん検診受診者数 (人)	健康づくり課	765	775	910	1,000
健康教育参加者数 (人)	健康づくり課	106	276	400	500
平均自立期間 (年)	国保データベース システム	男 79.1 女 84.0	男 79.4 女 84.2	男 79.4 女 84.2	男 79.5 女 84.3
後期高齢者健診受診率 (%)	国保データベース システム	13.9	15.8	15.8	16.0

■介護予防（地域支援事業）に関する目標値

指標	データの取得元 (単年度)	実績値		見込み	目標値
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 8年度
市主催脳の健康教室参加者数 (人) (地域派遣型を含む)	高齢者福祉係	18	30	45	300
市主催介護予防教室の参加者数 (人) (元気が出る学校・元気ク ラブ・元気サークル・トランポリ ン教室・地域派遣型を含む)	高齢者福祉係	621	631	653	1,000
高校生や専門学校生などの介護 予防事業への関わり (回数)	高齢者福祉係	—	—	—	10
介護予防教室を行っている民間 事業所 (か所・数)	高齢者福祉係	—	—	—	5

※市主催脳の健康教室参加者数は、令和5年度までは市が主催する脳の健康教室の参加者数。市主催介護予防教室の参加者数は、令和5年度までは市が主催する介護予防教室の参加者数。

※脳の健康教室及び介護予防教室は、今後地域主体の寄り合いの場等へのボランティア派遣型の教室を予定しており、令和8年度は派遣型の教室の受講生を含む。

5 施策の方針

(1) 健診受診率の向上と医療機関との連携

<p>i) 高齢者の健康診断・早期発見・早期治療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりが壮年期から自分自身の健康状態を正しく理解し、疾病の早期発見と早期治療につながるよう、今後も高齢者の保健事業を推進します。 ○生活習慣病の重症化防止に向けて、保健指導等を実施します。 ○健康診査や各種検診については、今後も市広報やチラシ、ポスターなどの掲示、電話による受診勧奨など周知・健康意識の啓発を行うことで受診率の向上に努めます。
<p>ii) 健康教育・健康相談について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康教育については、住民が自ら継続して健康づくりに取り組めるように、地域の寄り合いの場などで出前講座等を実施します。 ○地域の健康課題を分析し、特に高いリスクを持っている人への働きかけだけでなく、地域全体に対する健康教育、健康相談等を行います。 ○地域全体の啓発や個別訪問など保健事業と介護予防を一体的に実施します。
<p>iii) 感染症予防について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症発生時には、国や福岡県の方針、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対策を講じます。 ○感染症対策の周知について、国や福岡県から提供される感染症最新情報に加え、介護事業所等がすぐに対応できる資料等を情報提供し、活用を促します。

(2) 介護予防事業の推進

i) 介護予防健診について

- 高齢者の筋量・体力など健診の結果が利用者に分かりやすい介護予防健診を実施します。また、広く、気軽に参加できるような介護予防健診の在り方も引き続き検討します。
- 介護認定申請で非該当者となった方等を訪問し、介護予防事業への勧奨を継続して行います。

ii) 介護予防教室について

- 健康寿命の延伸のために、地域の実状や高齢者のニーズに沿ったサービスが提供できるよう、介護予防教室を引き続き実施します。
- 介護予防事業については、民間事業者に委託する中で、高齢者が運営者としても関わる仕組みを検討します。
- より多くの方に介護予防を意識してもらうため、民間事業者が行う介護予防教室に関する情報の提供、地域の寄り合いの場でも手軽に実施できるようにスマートフォンを活用した介護予防体操のプログラムなどの検討を行います。また、継続的に参加できる認知症の予防のための脳の健康教室の在り方を検討します。
- 高校や専門学校、市民団体等と連携した介護予防等の出張健診などについて検討します。
- 口腔機能の機能維持・改善について、保健事業と介護予防の一体的な実施を検討します。
- 介護予防サポーター養成講座の参加呼び掛けを行い、住民主体の多様な通いの場づくりの担い手となる介護予防サポーターの育成・組織化を行います。
- 要支援者の総合事業への円滑な移行に向け、介護予防ケアマネジメントの充実と受皿となるサービスの創設を推進します。
- 一般介護予防事業については、専門職の積極的な関与の促進や、介護予防・自立支援のための地域ケア会議や生活支援体制整備事業といった他の事業との連携を進めます。
- 介護予防・生活支援サービスの基盤整備にあたって、支援などが必要な高齢者の様々な状態に対応できるよう、市が中心となって民間企業やNPO、地域住民などの活力を活用したきめ細かな介護予防や生活支援サービスの提供体制の構築を図るため、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進します。

第6章 推進体制

1 推進体制

(1) 市の推進体制

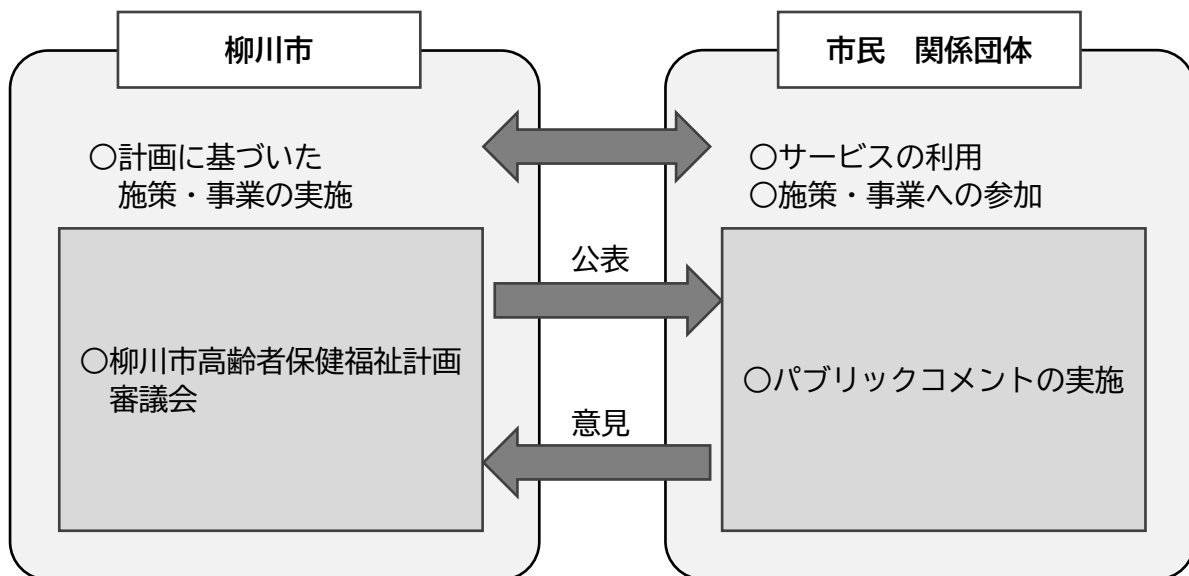
本市における高齢者を対象とした施策に関わる全ての部署が相互に連携し、本市の高齢者保健福祉施策を総合的に推進することにより、高齢者の安心・安全な暮らしの継続に貢献できると考えます。このため、施策をより効果的・効率的に推進できるよう関係部署との連携を図ってきました。

計画策定後も本計画の進捗状況を定期的に点検するとともに、場合によっては方向性の見直しなども検討します。

(2) 市民参加による推進体制

本計画を策定するにあたっては、審議会において審議を行うとともに、令和6（2024）年2月1日から3月1日までパブリックコメント（意見提出手続き）を実施しました。今後も計画に基づき、各施策を円滑に推進していくために、市民や市社会福祉協議会、行政区長、老人クラブ、民生委員、福祉委員、ボランティアなどの関係団体と必要に応じて意見交換を行います。

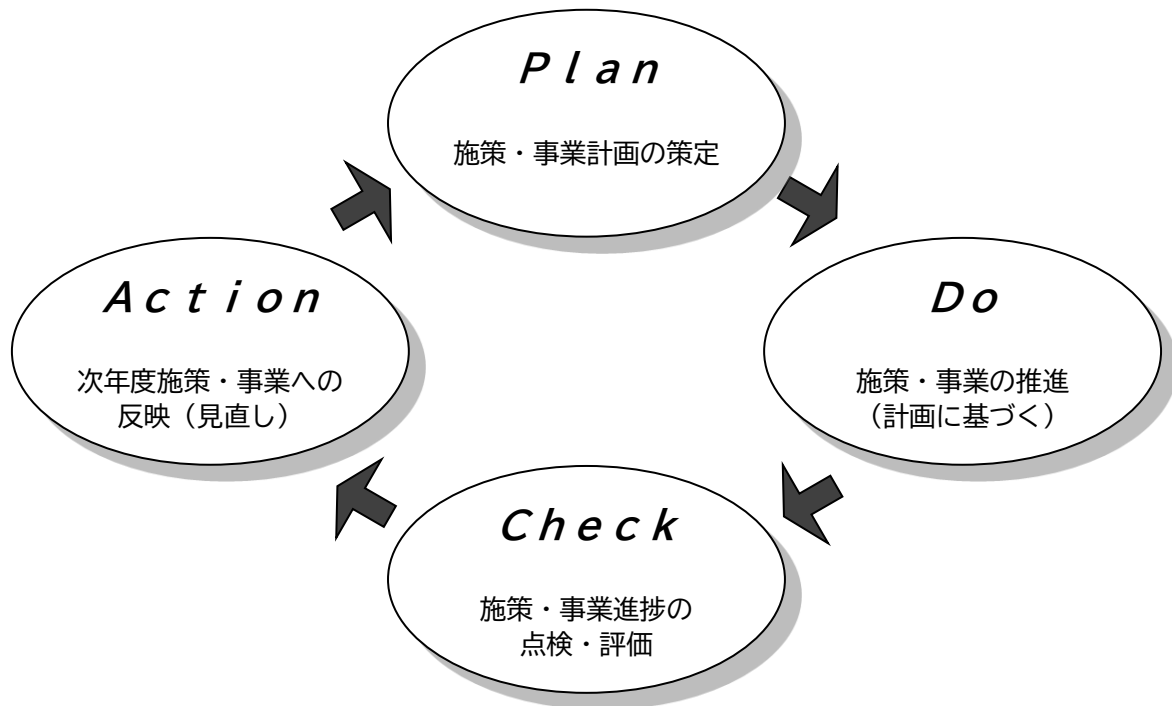
市と市民協働による計画策定及び計画推進の流れ



2 評価検証

本計画に位置づけられた各施策の現状と課題を整理し、目標がどの程度達成しているのかを評価し、その結果を次期計画の策定に活用する、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルによって、本計画の進捗状況などの総合的な把握を行うこととし、庁内職員による事業評価を毎年度行うとともに、3年に1回総合的な見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 柳川市高齢者保健福祉計画審議会委員名簿

No.	団体名	役職	代表者名	規則第3条
1	柳川市議会	市議会議員	高田 千壽輝	1号 市議会議員
2	社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	常務理事	樽見 孝則	2号 公共的団体の役員及び職員
3	公益社団法人 柳川市シルバー人材センター	理事長	高田 淳治	2号 公共的団体の役員及び職員 / 会長
4	柳川市行政区長代表委員協議会	副会長	坂本 富雄	2号 公共的団体の役員及び職員
5	柳川市民生委員児童委員協議会	会長	山田 政徳	2号 公共的団体の役員及び職員
6	柳川市老人クラブ連合会	理事（柳川女性副部長）	池田 文子	2号 公共的団体の役員及び職員
7	柳川市身体障害者福祉協会	会長	石橋 英敏	2号 公共的団体の役員及び職員
8	一般社団法人 柳川山門医師会	理事	藤吉 学	3号 保健及び医療機関の代表者
9	一般社団法人 柳川山門歯科医師会	副会長	平河 孝憲	3号 保健及び医療機関の代表者
10	柳川山門薬剤師会	理事	川崎 哲	3号 保健及び医療機関の代表者
11	柳川・みやま地区介護サービス事業者連絡会	特別養護老人ホームよのもと施設長	田中 茂	4号 介護サービス事業者の代表者
12	柳川・みやま地区介護サービス事業者連絡会	株式会社グッドライフケア 代表	平田 稲子	4号 介護サービス事業者の代表者/副会長
13	柳川手話の会	監事	古賀 くみ子	5号 ボランティア団体等の代表者
14	認知症カフェ（ここばなカフェ）	主催者	廣松 みどり	5号 ボランティア団体等の代表者
15	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	社会福祉課長	久保田 伸児	6号 学識経験者

2 柳川市高齢者保健福祉計画審議会規則

平成18年7月13日

規則第27号

改正 平成20年3月31日規則第10号

平成26年6月18日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、柳川市附属機関の設置に関する条例(平成17年柳川市条例第29号)第3条の規定に基づき柳川市高齢者保健福祉計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、柳川市高齢者保健福祉計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、16人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) 保健及び医療機関の代表者
- (4) 介護サービス事業者の代表者
- (5) ボランティア団体等の代表者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る事項が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月18日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 審議会の開催日と審議内容

日程	審議内容
第1回審議会（諮問） 令和5年9月28日	○柳川市高齢者保健福祉計画について（諮問） ○計画の基本理念、基本目標について ○施策の体系（2040年イメージ）と各施策の方向性について
第2回審議会 令和5年11月16日	○前回審議会の意見について ○計画の素案について
第3回審議会 令和6年1月18日	○前回審議会の意見について ○計画（案）について ○答申（案）について
審議会答申 令和6年1月25日	
パブリックコメント実施 令和6年2月1日～3月1日	

第7次柳川市高齢者保健福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：柳川市

編集：柳川市 保健福祉部 福祉課

住所：〒832-8601

福岡県柳川市本町87番地1

TEL：0944-77-8516

FAX：0944-73-9211